

立山信仰登山集落における旅行者受入体制

高野 靖彦

はじめに

日本の近世という時代は、旅行が貴族・武士・道者のみならず民衆へと拡大した「旅行の時代」と換言し得る時代でもあった。とくに、神仏の靈験あらたかな寺社・靈山などの靈場を参詣する旅行が盛行したが、享保期（1716～1736）以降にあっては、観光的要素が強まるなかで靈場参詣の苦行性が希薄化し、「遊楽化」が急速にすすんだとされる⁽¹⁾。

こうした近世的現象にあって、靈場をなす特定の寺社に所属する御師は、宗教的施設の整備・拡大はもとより、靈場の魅力創出を意図するようになった。そのため靈場では見所となる名所が立ち現れ⁽²⁾、御師による参詣者を誘引するための宣伝活動が活発化する。名所の宣布により多くの参詣者を獲得した靈場とそれをとりまく地域では、次の段階として靈場参詣の拠点となる集落と周辺集落が協同で「観光地」化を推し進め、争論と対話を通して諸問題を解決し、その成熟度を徐々に増していくのである。

かかる旅の盛行がもたらした地域の「観光地」化を、近世社会の特質と位置づけ、議論の先鞭をつけたのは青柳周一氏である。青柳氏は、近世の「観光地」を「大量の旅行者を恒常に受け入れることを通して再生産が維持でき、併せて内部の社会秩序を保つ能力を有すること」と定義した。さらに、近世富士山麓地域を分析対象として信仰登山集落の内部体制や周辺集落との関係性を検討し、それをふまえて近世の「観光地」の成熟度を評価するための指標を、①地域の中で直接旅行者を迎える集落自体の成熟度、②旅行者受け入れをめぐる地域内部での①のような集落と他の村々との関係性、③同性格の集落同士の地域を越えた関係性、の3点に整理している。

いうまでもなく、指標②は、共通する観光資源の利益を競い合う①のような集落と他の集落が「観光地」維持のために協調しなければならない状況となった場合、どこまで協調関係を築きあげていたのかを評価することである。指標③は「観光地」周辺の集落間のみならず、地域同士がどこまで協調関係を築きあげていたのかを評価することであり、指標③が達成されていたのであれば、「観光地」としてかなりの成熟を遂げていたと理解して差し支えないであろう。

近世の「観光地」形成という研究視角は、青柳氏によって「観光地域史」と名づけられ、新たな交通史・地域社会史の展開を切り拓いており⁽³⁾、筆者が近年とくに関心を寄せている視角である。

先に筆者は、近世立山における名所の形成時期について管見される史資料で検討した。拙稿においては、史料的制約を内包しつつも、17世紀末の貞享期～元禄期にかけて立山禅定道と山中堂舎の整備と併行して山中の見所や由来・言説を付した、近世〈立山名所〉が信仰登山集落によって創出され、その動きのひとつの画期が18世紀初頭の正徳期（1711～1716）にあるのではないかと提唱した⁽⁴⁾。さらに、信仰登山集落の個別研究（一山史研究）だけでなく、地域社会論的立場で立山山麓地域全体を「面」として捉え、近世立山の「観光地」形成過程を総合的に研究するべきとの視座を提唱したのである⁽⁵⁾。

さて、周知の通り、近世において立山登拝あるいは立山参詣の拠点集落となり得たのは、芦嶋寺村（以下、芦嶋寺）と岩嶋寺村（以下、岩嶋寺）の両集落である。享和元年（1801）以降、岩嶋寺には24衆徒、芦嶋寺には33衆徒と5社人が存在し、宿泊施設と宗教施設を兼ね備えた「宿坊」が立地し、立山登拝・参詣における重要な機能を果たしていた。本稿では、こうした拠点集落を「信仰登山集落」⁽⁶⁾と称することにしよう。また、立山への登拝および山麓の社寺参詣や法会参詣を目的に訪れた外部からの来訪者を「旅行者」と総称している。ただし、「御本社」（山頂社殿）への登拝目的が明らかである旅行者を「登拝者」と称していること

をはじめに断つておきたい。

これまでの近世立山信仰史研究にあっては、宝永期から天保期にかけて信仰登山集落間で宗教的優位をめぐる争論が発生し、加賀藩公事場に判決をゆだねるケースが多発することから、両集落の関係を対立構造のなかで把握しようとする傾向が顕著であったと思われる⁽⁷⁾。他の著名な靈山、たとえば富士山や白山などにおいても、近世信仰登山集落が観光依存の諸生業による利益の分配をめぐって対立しやすい状況にあったことはしばしば指摘されてきた。しかし、「観光地」の再生産維持のためには、争論ばかりをくりかえしていくは旅行者の受け入れ=外部地域との関係を構築・維持するのは難しいと思われる。したがって幕府や藩の裁決によって両者の争論は終結し、その後は新たな合意に基づく地域社会秩序が形成され、日常的にはその維持が地域社会で優先されたとの理解が適当とみられる。

近世における争論とは、争論自体はあくまで手段にすぎず、藩の裁決を得る=公権力と結び付き、公認をとりつけることが主目的であった。争論=対立という単線的な図式で括るのは、「近世的争論」のもつ意味的一面を捉えたにすぎない。

幕末期の安政5年（1858）頃、芦嶋寺から寺社奉行所へ出された請願書によれば、旧暦6、7月の約2ヶ月間、立山の登拝者数が約6~7,000人であったとある⁽⁸⁾。信仰登山集落が、こうした大量の旅行者を迎えるためには、旅行者が外部から持ち込む諸問題を解決し、さらにはその要求に応じたサービスを提供しなければならないであろう。すなわち「観光地」を維持するための何らかの受入体制を構築する必要に迫られるという状況がそこに生み出されていたはずである。

拙稿において筆者は「観光地再生産の維持のためにには禅定人等の要望に対して柔軟な対応を迫られたはずであり、岩崎寺と芦嶋寺がどの部分で協力関係を有していたのかも見逃せない」との分析視角を提示した。信仰登山集落間の争論は非日常的なものであり、日常的には両集落が対話を通して旅行者が持ち込む諸問題を連携あるいは協同して解決し、観光依存の諸生業を維持していたことを積極的に評価しようとするのであれば、大量の旅行者を受け入れる側（ホスト側）がいかなる体制を構築していたのか、その実態を具体的に検討することが求められよう。

そこで本稿では、近世立山における信仰登山集落が「観光地」維持のためにどのような部分で協力関係を有し、旅行者の受入体制をどのように構築していたのかを、観光依存の諸生業を中心に検討する。そのことで近世立山山麓地域の「観光地」としての理解を深めるための一助としたいと思う。

1. 加賀藩の交通政策と立山参詣道・登拝道

立山信仰登山集落の旅行者受け入れの在り方を検討するにあたって、まず近世初期における加賀藩の交通政策、および信仰登山集落の宿坊と参詣道との関係性、登拝道の整備について見ておきたい。

諸靈山と比較してみると、近世立山はいくつかの特殊性を有していたことが指摘できる。ひとつには加賀藩前田氏の交通規制によって参詣道・登拝道が一本化されていたことを押さえておく必要がある。富士山や白山などの靈山では登拝口が複数存在したが、立山では登拝口が岩崎寺唯一に規制され、途中の芦嶋寺を通過して山中へと入るという参詣道・登拝道自体の特殊性を有していた。そのため岩崎寺と芦嶋寺が同一の参詣道沿いにあるという立地要件から旅行者の獲得をめぐって対立しやすい状況にあった。

いまひとつには、近世立山の信仰登山集落に居住する衆徒（御師）は「本山」（本山・当山派）、「本所」（吉田家）、「寺院」（寛永寺・青蓮院）などの全国的な宗教組織に属さず、加賀藩寺社奉行に直接支配されていたという特殊性を有する。近世立山衆徒の宗教的立場は「無本山寺門派」の修驗であり、特定本山との帰属関係（本末関係）をもたないのである。

このように近世立山は、すでに佐伯立光氏・福江充氏が指摘しているように⁽⁹⁾、藩権力に庇護され、軍

事的ルートの制圧および藩領域の確定（信越国境対策）を主たる理由に、藩権力に強く囲い込まれていた靈山であったといえよう。したがって、近世立山参詣道の整備事業は、加賀藩初期の交通政策とも深くむすびついていたと考えてよい。

慶長4年（1599）3月、加賀藩は徳川政権に先んじて私用の伝馬人足の使用禁止を命じている。慶長20年（1615）3月には宿駅の伝馬人足使用にかかる朱印（印判）引き合わせ制度を実施し、翌年11月、加越能（加賀・越中・能登）共通の伝馬定を制定している。

加賀藩の初期交通政策は、金沢城下町を起点とする交通体系として把握することができる。幹線である北陸街道も新たな城下町の建設により隨時整備されていくが、最終的には宿駅の設置をへてその道筋が固まるものと考えられている⁽¹⁰⁾。

北陸街道や支線である脇往還では、当然ながら幕府の朱印・証文の継ぎ送りを宿駅で行う。しかるに、東海道をはじめとする五街道とは異なり、宿駅伝馬・助郷制が當時稼働しなければならないほどの人馬利用ではなかった。それゆえ、大名通行や藩役人通行の際には伝馬人足の負担を北陸街道や脇往還の町役人・村役人へあらかじめ通達し、そこで定められた数の伝馬人足を臨時に動員することでとくに支障はなかったのである⁽¹¹⁾。

さて、天保期の寺社与力の急御用に際して、津幡駅より立山芦嶋寺までの「駅々問屋中」に対して人足調達を先触され、継立が行われている⁽¹²⁾。おそらく遅くとも近世中期までには、金沢—津幡駅（伝馬所）—竹橋駅—埴生駅—今石動駅—立野駅—高岡駅—小杉駅—富山駅—新庄駅（以上、北陸街道）—利田村—宮路岩嶋村—千垣村—芦嶋寺という、立山山麓への貨客を運送するための伝馬人足の継立ルート方式が確立されていたとみられる⁽¹³⁾。

ここで注意すべきは、新庄駅から芦嶋寺までの臨時継立において信仰登山集落ではない利田村・宮路岩嶋村・千垣村に伝馬人足が課せられる場合があったことである。このことは大名通行や藩役人通行の場合には、これらの集落同士が連携しなければならなかつたことを示しており、公共的交通の利用においてもしかりである。

加賀藩の街道整備および伝馬人足の継立ルートを軸として、藩領内では町人・百姓らの公共的交通が次第に発展していく。北陸街道に設置された一里塚は、越中・越後国境に設けられた「境村一里塚」を起点としており、加賀藩津幡宿から東に向かう街道を「越中往来」と称していた。全国的にみて、主要な脇街道の道筋が確定されるのは、寛永期（1624～1644）前後の時期であると考えられている⁽¹⁴⁾。加賀藩でも北陸街道の整備が優先され、寛永期にはある程度の宿駅整備が完了しているとみられる。

したがって、加賀藩領では、寛永期以後、各往来が町方と村方で整備されていくと想定されうる。本格的な往来の整備は、寛永期以降、おそらく寛文～元禄期（1661～1704）にその画期を見出すことができよう。北陸街道から分岐する白山本宮への山麓の道（剣道・鶴来往来）の本格的整備は、三代藩主利常の指示で山麓の鶴来側から始まっているが⁽¹⁵⁾、寛文期に宿駅馬数が定められているのはおそらく参詣道整備の早い事例であると思われる。

近世立山参詣道の本格的な整備がいつ頃開始されるのかについては、今のところそれを示す直接的な資料に欠ける。ただし、藤橋から山頂までの立山登拝道は、貞享期以降、民間の大規模な寄附金で本格的に整備されている⁽¹⁶⁾。時期的に見て、立山登拝道は、藩領内における各往還と参詣道整備の相関的関係のなかで整備されたものと想定されよう。

さて、ここで本稿の論をすすめるうえで、筆者が便宜的に区別している立山参詣道と立山登拝道について述べておこう。

立山参詣道は、中世には森尻一日中一米道一下田—芦嶋寺あるいは大森—岩嶋寺—芦嶋寺への経路、近世初期には滑川—三日市一下田—芦嶋寺への経路などいくつかバリエーションがあり、芦嶋寺へ直接向かう経路が中心であった。

しかるに、近世中期（正徳期）以降、岩崎寺を起点として立山参詣道が一本化されたと考えられる。その来由は、正徳期以前には岩崎寺と芦嶺寺に等しく付与されていた、①山銭や室堂入銭（入山料）の徵収権、②六十六部納経所の設置および納経帳の発行権、③「別当」職号の使用権といった宗教的権利を、加賀藩が正徳元年（1771）の公事場判決において岩崎寺のみに付与したためである。すなわち、登拝者は山銭支払による「山手形」「禪定札」（入山許可証）の入手および納経印の受取りにおいて、岩崎寺宿坊へ立ち寄り手続きをする必然性が生じたのである。ただし、山銭は山中の宿泊施設である室堂でも支払い（「室堂入銭」）が可能であった。

加賀藩の強固な交通規制の背景には、信越国境政策と立山衆徒支配政策、さらには立山黒部の林産・鉱山資源支配が関与している⁽¹⁷⁾。加賀藩の交通規制によって登拝者は立山黒部から信濃方面へ通り抜けることを禁止され、ふたたび越中側へ下ることが義務とされた。佐伯立光氏は、こうした状況下で信仰登山集落が登拝者を監視する「関守」の役割を果たしていたと指摘している⁽¹⁸⁾。筆者はそれを是認した上で、同時に参詣道の一本化は、地域の交通・流通統制政策の拠点として機能すべき集落の再生産を補助することにつながり、さらには登拝者の生命の安全管理をしやすくなるという利点が生じたことも付言しておきたい。

いずれにせよ、近世中期以降、立山参詣道は加賀藩の交通規制によって岩崎寺から臨時の伝馬人足を提供する宮路岩崎、さらには横江・千垣の各集落を経由して芦嶺寺、称名川の渡河地点である藤橋へと至る、常願寺川右岸側の道に集約されたのである（岩崎寺—芦嶺寺間の里程は「三里」とされる）【図①】。したがって中世段階で利用された女川（白岩川沿い）—白岩一小又一松倉あるいは座主坊—芦嶺寺への経路は、岩崎寺を通過できないため、その利用頻度が減少するなかで「裏参道」と称される間道に位置づけられたとみられる。

近世立山参詣道は岩崎寺を起点とする。岩崎寺へ至るための往来は次のようにある⁽¹⁹⁾。

- ① 北陸街道の滑川—森尻—荒田（上市）—稗田—女川—日中—米道—岩崎寺へ至る、滑川方面からの往来
- ② 北陸街道の今石動—高岡—富山をへて、富山—中市—大場（常願寺川渡）—西大森—泊—岩崎寺（「巡見上使道」）、あるいは富山—新庄—開一大場（常願寺川渡）—西大森—泊—岩崎寺、又は開一大島（常願寺川渡）一日置—西大森—泊—岩崎寺（「大森道」）、あるいは富山—大泉—善名（鼬川沿い）—上滝（常願寺川渡）—岩崎寺（「上滝道」）へ至る富山方面からの往来
- ③ 笹津—直坂—舟倉—坂本—万願寺—布市—大田本江—大泉（「上滝道」経由）—岩崎寺へ至る飛騨方面からの往来

また、宿泊施設については、加賀藩は宿屋自体の設立には直接かわらず、設置数の規制もしていない。とすれば、加賀藩領では伝馬人足の動員を課された往還筋の町方や村方において必要に応じて宿屋が形成されていったとみるほうが相応しいであろう。もとより立山参詣道沿いの芦嶺寺では、修驗者・六十六部廻国行者などの宗教者を宿泊させる「宿坊」と称される宗教的宿泊施設がおそらく15世紀後半には存在していたものと想像される⁽²⁰⁾。宿坊が領民を檀家として獲得するなかで普遍化するのは、おそらく立山の場合も中世後期以降ではなかろうかと思われるが⁽²¹⁾、宿坊の起源と発達過程を史料的に解明するのは、今のところ困難な状況にある。

近世初期には岩崎寺・芦嶺寺で宿坊が発達し、宿坊毎に山案内の斡旋も行われていたと考えられる。宿坊の発達に加えて、加賀藩の初期交通政策が寛永期に一応の確立をみて、貞享～元禄期には参詣道・登拝道の本格的な整備がすすみ、宿坊での宿泊者も次第に増加していった。さらには、正徳期以降、参詣道が一本化され、その沿線に立地する宮路岩崎・横江・千垣の集落においても宿泊機能をもつ木賃宿や山案内人とその斡旋など、観光地依存の諸生業が徐々に発達していったと考えられる。

総じて、近世立山参詣道沿いの宿泊業は、領主による支配領域内の流通・交通政策のなかに組み込まれ、展開されたと理解してよいであろう。

他方で、立山登拝道は、おそらく中世修驗者の入峰を起源とする、立山山頂へ登拝するための山道（修行

道）である。その山道は、修験者や廻国行者らが山中で様々な修法を行うための主な山中の行場あるいは堂舎が中世に存在しており、それをつなぎ合わせて形成されたものと考えられる。その行場を設定するにあたって、山中の大杉や巨岩を結界の標としていたことが想定されている⁽²²⁾。

立山登拝者は、具体的には、称名川を藤橋で渡り、材木坂・桑谷・中津原・獅子ヶ鼻などの名所を通過して室堂で宿泊する。さらに、室堂から浄土山・立山御前（峯本社）・別山の立山三山もしくは立山御前のみに登拝し、地獄谷を巡り、室堂から姥懐道を下って最終的にはもとの藤橋へもどる（藤橋から山頂までの里程は「九里八丁」とされる）。

近世立山登拝道の整備は、貞享期以降に寺院間ネットワークを基軸とした民間寄進行為によって本格的に進められたことが史料に見える。さらに、登拝道および山中末社の維持管理は、正徳元年（1711）の藩公事場での裁決により岩嶽寺衆徒へ委ねられたのである。

なお、登拝道における宿泊施設として室堂があり、途中の中間地点にある桑谷小屋も宿泊に利用されたが、天保2年（1831）に加賀藩が室堂以外での宿泊を禁止している。立山山中の室堂と峯本社は、藩が修繕費を負担する御普請所であったが、そのことは藩の山支配が山頂まで浸透していたことを示すものである。

2. 信仰登山集落における宿坊と参詣道

2-1. 近世岩嶽寺の宿坊と参詣道

前章では、加賀藩の交通政策と立山参詣道、登拝道の関係性について論じたが、信仰登山集落内ではどのような旅行者受け入れのための整備状況が観察できるのであろうか。

本章では、絵図の記載を手がかりとして、信仰登山集落における宿坊立地の整備・変容について検討してみよう。

岩嶽寺は、常願寺川（流路延長56km）扇頂部右岸の段丘上に位置する信仰登山集落である。標高はさほど高くないため、稲作が十分可能で、それを主な生業とした。中核寺院は立山寺（現雄山神社前立社壇）であり、その成立時期についてはいまだ判然としないが、『伊呂波字類抄』十巻本巻四に寺名として「岩嶽寺」が載せられていることから、鎌倉時代前期にはすでに存在していた蓋然性が高い。なお、立山寺は移転時期が不詳であるが、はじめ天林台地（神宮山か）にあり、それが常願寺川東縁へ移転したものと伝承される。

近世岩嶽寺の範囲は、立山寺を中心として常願寺川縁から東は天林台地までの約1km、南は横江村領境から北方へ米道村領境までの約2kmまで広がっていた。南方の「堺塚」までを神地とし、その一帯は寺社奉行の管轄であるが、衆徒にある程度の使用裁量権が付与されていた。軒数は近世を通じて衆徒が24軒、門前百姓が10軒前後にほぼ一定しており⁽²³⁾、人数構成は安政5年段階で184人の規模であった。

岩嶽寺24衆徒は祭礼・諸行事の執行や諸堂社の番役、室堂役（大別当以下3人で別当役と称する）、温泉詰・桑谷番などの役を受け持ち、併せて農業にも従事した。したがって岩嶽寺衆徒の家屋は、宿坊兼農作業の空間と機能が備わっていた⁽²⁴⁾。

他方、岩嶽寺門前百姓は、時期的には高持百姓も一部で存在したが、基本的には高を持たず、衆徒の田畠を耕し、夏季は登拝者の荷物運搬で生計を補助し、祈祷法要の際は若党（補助）などを勤めて衆徒の宗教活動を支えていた⁽²⁵⁾。

さて、現存する絵図から近世岩嶽寺の宗教的景観の変化を時系列で見ていく。

年号が付された絵図では宝永5年（1708）のものが最も古い⁽²⁶⁾。それによれば、「本社・末社・拝殿・可年津き堂・ぶたい・かり屋・にしの宮・湯立釜」など多くの宗教的施設がすでに存在している。近世岩嶽寺宗教空間の中枢域は「本社」周辺である。宝永期、宿坊（衆徒24軒）は、立山参詣道をはさんで神宮山側の「峯の坊立」（15軒）と常願寺川側の「谷の坊立」（9軒）に分立して集住している。かかる「峯」と「谷」の

居住区分は、集落内の立地条件だけでなく何らかの宗教的役割の相違があったものと推察されるが、現段階では明瞭な分立根拠を見出せないため、今後の検討課題としておきたい。

続く、寛政2年（1790）成立の加賀藩地誌『加越能金砂子』⁽²⁷⁾では、入口に大鳥居があり、「舞台・御仮屋・湯釜・講堂・拝殿・御本社」の宗教的施設がならんでいる。「御仮屋」は刀尾天神、「御本社」は立山権現をまつる施設である。「御本社」の東側には北から「神明・天神・八幡・若宮・岩崎・神宮」の六末社がならんでいる。

天保14年（1843）以降の成立とみられる絵図⁽²⁸⁾では、入口の大鳥居がさらに北側に移動し、境内の拡張・整備が行われている様子が観察される【図②】。

大鳥居に続いて「御入塚・声聞塚・立山開山名之塚・地蔵塚」なる各塚が順番に並び、玉橋を渡ると「丈六石仏堂」、続いて「御本社・鐘樓堂」へと続き、西側には「稚児堂・不動堂・刀尾天神社」が鎮座している。また、宿坊の周辺には愛染明王の祀堂、地蔵屋敷などが加わり、門前百姓家はそれらの外縁となる北東側の「立山開山旧跡」周辺に立地している。

そして安政5年（1858）絵図⁽²⁹⁾では、拝殿横に「御制札」があり、入口付近には「百駒觀音堂」、「舞台・児樂堂」付近には「弥陀ノ石仏堂・摩利支天堂」、南側には「稻荷社」が存在している。当該期には宝永期から比べてかなりの堂舎が加わり、宗教的施設が増加・整備されている様子が観察される。

このように近世岩崎寺は、入口に大鳥居が立ち、立山参詣道沿いに中枢となる宗教的施設である立山権現社と地主神の刀尾天神社が鎮座し、宿坊も参詣道沿いに整然と並ぶ宗教的景観が特徴となっている。そして近世を通じて境内の拡張および堂舎の整備が徐々になされていることがうかがえる。

さて、「岩崎寺神領地全図」（成立年不詳）では、神地内に「○○坊跡」と記された旧坊跡が17ヶ所描かれている⁽³⁰⁾。それらのうち白蓮坊・慶蔵坊・両巖坊・寶門坊の4坊家は、天正11年佐々成政寄進状にみえるが、貞享3年『寄附券記』に記されていないことから、その間に何らかの理由で廃絶した坊家である。

逆に『寄附券記』ではじめて確認できる坊家は、圓城坊・圓光坊・寶教坊・永乗坊・南泉坊の5坊家である。天正期の史料では、全部で23坊を数えるが、貞享期の史料では24坊となり、そのまま増加したのではなく一部が廃絶し、新たな坊家が加わるという変遷状況がうかがえる。岩崎寺由来書に「戦国之時分、凶賊放火ニ而、岩崎寺之坊宇、御綸旨、寺家之記録焼失仕候」とみえ、かかる「○○坊跡」は中世後期に戦禍で焼失した旧坊であるとの見解もある⁽³¹⁾。

ここで注意すべきは、廃絶した旧坊は、近世における中枢的宗教空間の周辺に立地していたのではないという点である。旧坊は、かつての立山寺の立地場所とされる東側の神宮山エリアと立山権現社・刀尾天神社エリアをむすぶ東西の道を軸とする、その両側に分散して立地していた。この地域は、加賀藩の『三州寺号帳』にみえる寄進田が設置された場所であることから、安田良栄氏は「この地域は凹地で水利がよく、恐らく岩崎寺で最も早く開田された所で、江戸時代には寄進田の所在地に選定されたとみられる」との見解を述べているが、傾聴に値する見解であろう。

神宮山は、天林台地の北端に位置する高台で、常願寺川沿い立地する立山権現社は、もとはこの辺りに造建されたものと伝承されている⁽³²⁾。また、明治維新期以前には七社の神輿神事が神宮山と立山権現社をむすぶ東西の道沿いに展開されていたとの伝承も残る。

さらに、その聖性をおびた空間には南北の道があり、その道沿いに旧宿坊が田地・柴山を共有しながら分散して立地していた。おそらくこの南北の道が中世後期段階の岩崎寺の主道であったと考えられよう。

しかるに、宝永期では、立山参詣道沿いの両側に宿坊がそれぞれ一列に集中して建ち並び、中世後期段階の集落景観とはかなり異なっている⁽³³⁾。旧坊は元の場所に再建されておらず、旧坊跡の周辺には門前百姓家が分散して建ち、宿坊はそれまでの主道沿いではなく、立山参詣道沿いに集約的に建ち並んでいる。

こうした変遷状況から、近世岩崎寺では、それまで農業を兼業して立山寺に奉仕していた衆徒が、宿泊業を伴う「宿坊」としての機能を充実させるべく、参詣道を軸とする集落構造の意図的な改編を進めたことが

推察される。

当然ながら、参詣道沿いに宿坊が並んでいれば、旅行者は集落内で宿坊を探し歩くよりも早く落ち着くことができるという利便性があり、衆徒側も集約的なサービスを提供できる。とすれば、岩嶋寺集落の改編の背景には、立山登拝者の増加があることが容易に想像されよう。

その時期は今のところ判然としないが、少なくとも宝永期までには岩嶋寺「御本社」の大鳥居が参詣口として固定され、参詣道の両側に宿坊が軒を連ねるという、信仰登山集落のいわば「観光地」的景観の創出が完了していたのではないか、とひとまず想定しておきたい。

2－2. 近世芦嶋寺の宿坊と参詣道

信仰登山集落の芦嶋寺は、標高約400mの高所に立地し、その立地環境からあまり稻作には適さず焼畑・炭焼等を主な生業とする。

現存する「芦嶋寺高割山絵図」は近世後期の絵図とみられ、それによれば芦嶋寺も岩嶋寺同様、参詣道沿いの両側に宿泊業を兼ねる衆徒・社人の家屋が建ち並ぶ宿場的な景観を有する【図③】。

門前百姓（輿守百姓・頭振百姓・太夫）の家屋は、宿坊の背後に立地しており、これも一見意図的な配置をうかがわせる。しかし、芦嶋寺の場合は南側の常願寺川と北側の山地に挟まれるという地形的制約のため、中枢的宗教施設である西側の立山権現社エリアと東側の閻魔堂・媼堂のある中宮寺エリアが中世段階から一本の道で結ばれ、はじめからその道沿いに衆徒・社人家が集住していた可能性が高いと思われる。

とすれば、芦嶋寺集落の宿泊地としての利便性を追究するための集落の改編は不要であったことが想定されうる。さらに想像を逞しくすれば、芦嶋寺が岩嶋寺よりも先んじて宿泊業を集約的に經營していたことも想定されよう。山麓から室堂までの行程を考慮するならば、登拝者は岩嶋寺よりも芦嶋寺で宿泊したほうが行程に無理がなく安全に登拝でき、下山時も同様の利点が指摘できるからである。

したがって、加賀藩の近世的な交通規制が敷衍されるまでは、芦嶋寺が立山登拝の拠点であった蓋然性が高いと思われる。ただし、芦嶋寺全体を描いた「芦嶋寺高割山絵図」は近世後期の絵図であり、近世芦嶋寺の集落景観の変遷の一端を明らかにすることは今のところ史料的制約により困難な状況にある。本節では、あくまで推測の域を出ないため私見を提示するにとどめておくが、正徳期以前は、芦嶋寺が宿泊拠点としての優位性を有していたことは指摘できると思う。芦嶋寺の宿坊および門前の立地変遷については資料調査も含めて今後究明すべき課題である。

3. 信仰登山集落における観光依存の諸生業

3－1. 宿泊業

近世における霊山立山への登拝にあっては、登拝者の主目的は神仏との結縁であり、「観光地」における信仰登山集落の果たす役割は大きかった。多くの旅行者は集落に利益をもたらす反面、様々なトラブルを持ち込む存在でもあり、「観光地」の基幹生業である宿泊業を維持するためには、信仰登山集落において個々の宿坊を一定の秩序下に従属させ続ける必要があった。

近世岩嶋寺の24衆徒は加賀藩寺社奉行の支配下にあったが、自主的な規程を設けて宗教集団の秩序維持を図っている。岩嶋寺室堂役に対する一山規程では、「参詣人ニ対応方可為柔軟事」⁽³⁴⁾ とある。おそらく室堂だけでなく、山麓の各宿坊においても旅行者が様々な要求や苦情を持ち込んだが、一山規程を基本としながら柔軟な対応を行っていたものと推察されよう。

【史料①】「立山別当毎歳御祈願等行事ケ條帳 岩嶋寺」(部分)⁽³⁵⁾

(句読点、下線部は筆者による。以下、同じ)

一、於參詣人宿坊ニ荷物等紛失有之節ハ、其人留置中雇共近辺心懸りシテ不及穿鑿難相知節ハ、寺社所江可及注進ニ、雜用之義ハ宿坊ニ而相齊、尤懸合逗留中宿料等受取申間敷、併先方より厚ク志候ハゝ飯米代迄貰請可申事。但、町在共主附廻檀所より外參詣人致宿坊間敷、尤當番江可致指図案内、若山内ニ而病氣等之節者、宿場之好ミ幾重ニも致介抱平愈之上為致帰國不致可申、若長病ニ相成候ハゝ其在所江飛脚を以可及案内病中等雜用先方より遣候ハゝ貰請候事。元來宿坊之者、年々廻旦之節ハ世話ニ相成、右報謝と心得、自分より雜用迄請申間敷事。

付り、山錢等若不持合候者、罷越有之候節も其宿坊ニ而取替為致參詣可申事。(中略)

一、山下り後、若哉參詣者有之節ハ、見聞次第、当番夫々為縮可致登山、尤人足賃等当番ニ而弁可申事。

上の史料は、弘化2年（1845）、宿坊に対する岩嶋寺一山の規程である。「參詣人」が荷物を紛失した場合は逗留させて「中雇」（荷物人足）と共に遺失物を探すだけでなく諸事の世話も行い、志にて飯米代までは受け取ってもよいがその間の宿料などは受け取らない、あるいは「參詣人」が病気になった場合は丁寧な介抱を施し、病気治癒のうえ帰国させる、山錢の持参を忘れた場合は宿坊で取り替えて登拝させる、閉山後でも「參詣者」があれば当番坊の付添いで登拝させるなど、あらかじめ旅行者とのトラブルを回避するための対処法を一山が取り決めている。

また、芦嶋寺の書上に「高山故、時々大荒等仕、怪我人又ハ死者等是迄度々御座候」⁽³⁶⁾とあるように、過酷な自然条件下で登拝者が病死あるいは故障する場合があった。元禄期には加賀藩寺社奉行が信仰登山集落に対して寺社奉行所および御郡所まで報告し、その処理についての指示を仰ぐよう申し渡している⁽³⁷⁾。

しかるに、正徳5年（1715）、下野国常念が芦嶋寺の平左衛門方へ止宿したが、宿主に無断で登拝に出立し、その後に行方不明となる事件が発生している。その際、郡奉行高畠源蔵からその処理の不手際を理由に平左右衛門は宿泊業の停止を申し渡されている⁽³⁸⁾。したがって、宿泊業を経営する側にとって行方不明者を出すことは避けなければならない事案であったとみられる。

享和元年（1801）、芦嶋寺では衆徒・社人家の相次ぐ相続問題が要因となり、一山組織が33衆徒・5社人と構成数を固定させた。とくに寛政年間、日光坊が断絶の危機となった際、養子相続の可否をめぐって集落内部で争論となり、寺社奉行所の仲裁で坊家の養子相続を認めるかわりに、以後、衆徒・社人の家数を増減しないことを申し渡されたことがその契機と伝承されている⁽³⁹⁾。

構成数の固定化は、芦嶋寺一山組織にとって加賀藩の公認を得て「以来一山之為縮方」を行い、組織管理のもとで勧進活動や宿泊業などを円滑に運営できるという目的もあったと考えられる。天保14年（1843）の事例では、「吉祥坊義無住ニ而當時明寺ニ相成居、後見福泉坊へ申談候処、御壇尊之奉公なれば、一山示談ニ隨ひ可申段、被申開、依之為余荷、此末役人宿五廻り除ク、当布橋懸替諸造用相除キ、尤參詣時分ニ付、參詣人宿料之儀ニ付検分有之ニ付、吉祥坊順番当リ分、隣寺ニ準じ老人ニ付廿文宛、相弁可申極ニ而、吉祥坊頼次第、諸道具一山より相渡申候事」とある。吉祥坊が「無住」となったため宿坊機能を果たすことができず、当番制にも支障が発生したため、一山組織が代わりに宿泊の費用や道具類を支給して援助しているのである⁽⁴⁰⁾。

下って文政2年（1819）には、加賀藩寺社奉行の申し渡しによって、病死・故障者の取り扱いについて岩嶋寺と芦嶋寺のそれぞれの支配管理域において、責任の所在が明確化されている⁽⁴¹⁾。

病死者などの取り扱いの明確化は、登拝者の管理に主眼がある。このことは一山組織が加賀藩から登拝者の管理を委託され、その責任を組織的に果たすことであり、領主による信仰登山集落を通じた旅行者管理体制の強化が進む過程とも密接な関係を有する。したがって、文政初年、宿泊業を営む信仰登山集落にあっては、旅行者の安全確保や不慮の事態への対応を行うため、旅行者を把握・管理できる体制を協同で構築する必要に迫られていたことになる。

もとより立山信仰登山集落では、居住する衆徒と各地に形成された檀那場の檀那とは固定的な師檀関係を有しており、宿坊への宿泊は、衆徒と師檀関係をむすぶ檀那が訪れた場合は、その宿坊へ宿泊させるのが通例であった。したがって登拝者の管理は比較的容易であったはずである。

しかるに、文政期に加賀藩が信仰登山集落に登拝者管理の徹底を命じたのは、師檀関係をもたない登拝者が徐々に増加し、その管理が行き届かないケースが発生していたという背景があるとみられよう。

こうした師檀関係をもたない登拝者の管理において、富士山登山口の一つである須走村の事例では、明和2年（1756）、登拝者をあらかじめ決めた順番で宿泊させる「順廻留（番留）」制度が導入されている。その制度導入の契機は、檀那や定宿の客ではない単独で訪れた登拝者（「定宿無之一人導者」）が行方不明となる事件が発生し、翌年、小田原藩から登拝者の管理徹底を命じられたことであった⁽⁴²⁾。

立山信仰登山集落でも須走村と同様に、登拝者が訪れた場合はあらかじめ割り振られた当番坊（当番の宿坊）へ宿泊する制度が導入されている。その時期は判然としないが、文政6年（1823）成立の『三つの山巡』⁽⁴³⁾に「岩嶋寺ハ寺式拾四坊有て其日の当番にて取扱なり」とあり、芦嶋寺でも「此宿も順番にて村方にも坊にも泊るよし」とあることから、おそらく文政6年には信仰登山集落で「当番」なるものが機能していることがわかる。芦嶋寺では門前百姓家でも宿泊が可能であったとしている⁽⁴⁴⁾。おそらく加賀藩から信仰登山集落の責任において登拝者の安全管理をするよう命じられたことが史料に見えるのは文化期後半であり、それを信仰登山集落が請けたのが文政2年であることから、それ以後の近い時期に宿泊の当番制が導入された蓋然性が高いと思われる。宿泊業を維持するために信仰登山集落が当番制を導入し、旅行者の管理体制を協同で構築していたとみてよいであろう。

【史料②】「当山古法通諸事勤方旧記」（部分）⁽⁴⁵⁾

- 一、他国配札檀那場より參詣道者坏隱留置候者ハ為過料、壱人ニ付、三百文宛差出可申事。
- 一、他国道者ハ当山之掟も不知、中語召連、番帳廻口ニ相当リ候而止宿仕候ハゝ、其坊より檀那場へ致案内、檀那場より道者壱人ニ付、三拾五文宛、其番帳之坊へ相渡可申事。其上、他坊道者隠留置、右檀那場江配札ニ立入候事、堅ク不相成事。但シ他村ニ而中語相雇ひ召連來リ候而、相返シ可申事。其日之日雇として百文相渡し差返可申事。
- 一、平参詣人、廻番帳壱組宛相留可申事。但シ三人組占二人組哉又三人組ニ而中語召連來リ申候者、壱組右三人組へ差加へ為留可申事。
- 一、六部大社順拝之者、往来寺送リ等無之者ハ差返可申候。但シ往来等持参之者ハ其番ゝニ止宿為仕筈。
- 一、六部大社病死仕候ハゝ其難用ハ宿坊中間より差出ス可申候。御用筋ハ其宿坊中間之内占式人役僧差添可申事。

さて、上の史料は、文政12年（1829）、芦嶋寺一山では設けられた宿泊業に関する規程である。芦嶋寺では「平参詣人」の把握・管理を行うため「廻番帳」なる帳面に記録して当番坊に一組ずつ宿泊させている（第3条）。3人の「平参詣人」に中語（山案内・荷物人足）を加えた集団へ、2人もしくは3人で中語を連れた集団が来たら先の3人に加えて一組とする。このことは、「平参詣人」を中語で集約的に管理するための体制であると推察される。したがって「平参詣人」とは管理が必要である、芦嶋寺衆徒との師檀関係をもたない登拝者であると捉えて差し支えないであろう。

さらに、六十六部納経者は、往来手形を確認のうえ当番坊へ宿泊させる（第4条）、納経者が病死した場合は当番坊が寺社奉行と郡奉行へ役僧2名を遣わし、責任をもって対処する（第5条）ことが決められている。

以上の点から、信仰登山集落が導入した当番制が、衆徒と師檀関係のない旅行者を管理するための体制であることがわかる。なお当番制は、師檀宿関係のない旅行者を宿泊業者の間で順番によってある程度均等に

配分する制度であるが、客の奪い合いによる衝突を未然に防いで集落内の平穏を保つ秩序維持機能も有していた。

天保4年（1833）の定書では「於山上山下、当往来諸参詣人之内、当病・頓死・怪我・変死等有之候節、郡・村・入組等此度調理置候ハシ、以後其時取捌之意得ニ相成申儀ニ付、一決仕候。若シ右取調調理ニ相渉置、万一旦縁之者共非常有之候共、其坊切ニ而取捌可有之、一山諸事不差構候」⁽⁴⁶⁾とある。病死者や怪我人など不慮の事故が生じた場合、調理で身許が確かな者は一山組織で対応を行うものの、事前の調理に漏れて後から発生した場合は一山が関与しない。その場合は師檀関係の有無に関わらず坊家単位で対応するよう求めており、山中での身許不明の病死者などが増加していくことをうかがうことができる。

さらに、文政期には旅行者の増加に及んで、宿泊をめぐる新たな問題が発生していたことがうかがえる。先の規程で注意すべきは、檀那場からの檀那を師檀関係にある宿坊に隠して宿泊させる衆徒・社人があつたようである。その事実が発覚した場合には「一人三百文」の罰金が科せられる（第1条）。

こうした条目は増加する旅行者を獲得するための客引きが芦嶋寺の集落内部でも展開されており、客引きの激化を懸念するとともに師檀関係の維持を図る一山組織がそのことを厳しく規制している状況を示すものであろう。立山山麓芦嶋寺に集住する衆徒は、それぞれ領国内外に檀那場を有し、農閑期に巡回して配札や祈祷を行い、初穂料などを徴収していた。そして檀那場から立山へ訪れる登拝者は師檀関係を結んでいる衆徒宅へ宿泊し、準備を整えて登拝に向かうのが通例であり、檀那場は宿泊業経営の上でも重要な基盤であったのである。

また、当番坊へ他の檀那が訪れた場合は、檀那坊へ檀那を案内して宿泊先を変更するが、その際、檀那坊が当番坊へ檀那一人につき35文を渡す（第2条）。当番制自体は、富士山麓の須走村の事例と同様に、宿泊業による利益をなるべく集落内で均等化し得るメリットを含んでいるが⁽⁴⁷⁾、こうした手数料の設定は富士山須走村の事例では見られない。従来の芦嶋寺では檀那を檀那坊へ無料で宿泊させるのが慣例であったが、その慣例を維持しつつ、新たに檀那坊が当番坊へ手数料（35文）を支払う体制が導入されている。それは芦嶋寺の場合、檀那場との信頼関係の維持を優先するものの、当該期には諸国配札活動における諸収益に格差が生じ、富裕な宿坊と零細な宿坊が集落内で併存していたことを示すものと推察される。すなわち、当番制に加えて、芦嶋寺集落内部の経済的格差を是正するための方策として富裕な檀那坊からの斡旋手数料を導入したものと考えてよい。

もっとも、芦嶋寺一山の規程は、旅行者の要求に応じて臨機応変に運用されていたことが、天保15年（1844）加賀藩儒者・金子盤鷗らの宿泊事例でうかがえる⁽⁴⁸⁾。

立山登拝に訪れた金子らは、当番坊が気に入らず帰りは別の宿坊へ投宿しているが、先に岩嶋寺一山の規程で見たように、芦嶋寺衆徒は規程に固執せず金子らの要求を聞き入れ、柔軟な対応を行うことで登拝者とのトラブルを回避している。当番制の導入も含めて「観光地」維持のための衆徒の柔軟な対応は、信仰登山集落間で一致していたことを指摘できよう。

【史料③】「当山参詣人縮方条々」（部分）⁽⁴⁹⁾

- 一、他国配札檀那場より参詣人ハ一山潤瀛根元ニ付、其宿坊江差図可申事。
- 一、御領国宿坊割当り村々より諸参詣人尋來候分者、一山自普請暨不時費造等之為助力毫人ニ付、三文ジハ役錢差出シ候事ハ先年より之累例ニ御座候。尤越中之国割付之節、三文錢之定目有候得共、重而今般究置候、但シ相善坊・等覚坊・相真坊右三坊之義者、越能ニ配札之旧縁モ有之ニ付、此場所より来る参詣人ハ中語連來り其中語止宿ナレバ三文錢受取可申、中語差帰シニ相成候得者、三文錢受取ニ不及候。其旧縁村々ハ別帳ニ扣有之、尤此三文錢取立不申分ハ諸災儀出来候共、一山ニ而諸造用差構不申三文錢取立申分ハ造用方三ノ式ハ一山より差出シ三ノ一者宿坊より差出可申事。外三十五ヶ坊之義者、加越能三州より候諸参詣人ハ、中語有無ニ不拘三文錢急度受取可申候。若災儀有之

- 時者、諸造用者三ノ壱宿坊より出シ三ノ式一山迄相弁可申事。
- 一、他国迄坊名聞及尋来參詣人者、薄縁之儀ニ付、中語附ナレハ番帳江相廻、併番帳江難廻分者、半金一山へ差出、其坊江費請止宿為致候事。
- 一、加越能三州之割当り村々迄參詣人同行之中江他国之者壱人式人入交り來り候分露頭イタシ候ハバ六部番へ相廻可申事。
- 一、相善坊・等覚坊能州旧縁村々書出候内ニ、御領地之村々有之、又御私領入交り之村々有之、相善坊与等覚坊之入合之村有之、此入合村分申分出来候時者、配札旧縁軒數ニ不拘、村半分ニ引分相渡可申事。又御領地村名相知此後ニ及ヒ、割賦仕候而も、相善坊・等覚坊之旧縁村ハ差除キ外村ヲ三十八ニ割賦仕、一分ヅツ右両坊江相渡可申候。是ハ此度旧縁村々之義吟味仕、相渡候義ニ付、以後彼是無之筈ニ候。大聖寺領割賦之節も三十八軒割ニ候。右式ヶ所之村各相知申迄、其地參詣人番帳江差廻シ三十八軒順番を以止宿可致事。附リ金沢城下ハ三十八割ニ付、右ヶ所分之參詣人も同断之事。
- 一、六部番之義ハ、先年ヨリ定之通リニ御座候。他国ヨリ大社六部來リ候ハ其宿坊へ差遣シ、又富山ヨリ配札之旧縁無之村々ヨリ來候分ハ、三人迄ハ六部番江相廻シ、四人分ハ番帳江相廻候事。右三文錢者、受取可申六部大社之義ハ三文錢用捨ニ候間、災難有之ハ造用ハ一山惣懸り候事。

上の史料は、時代が下って、嘉永元年（1848）芦嶋寺一山の定書である。ここで注目すべきは、「他国配札檀那場」からの檀那を檀縁のある宿坊へ必ず止宿するよう「差図」することを強く求めている点である（第1条）。裏を返せば、当該期には師檀関係を無視しての客引き、あるいは檀那場からの檀那が檀縁のない宿坊へ宿泊する事例が発生しており、強く「差図」しなければそれを統制できない状況にあったことがうかがえる。それは芦嶋寺の収入源である相互の信頼関係に基づく諸国配札活動の存続にとって死活問題であるため「一山潤瀛根元ニ付」と懸念しているのであろう。

そうした問題が生じた背景の一つはおそらく「他国迄坊名聞及尋来參詣人」が増加していたためであろう。「他国迄坊名聞及尋来參詣人」は師檀関係をもたないにもかかわらず、接客対応や快適度などのサービスの善し悪しを理由に当番坊を拒否する旅行者のことである。当然ながら、旅行者の要望を放置すれば、当番制が機能せず、宿坊の収益は偏りが生じる。しかるに「他国迄坊名聞及尋来參詣人」が、当番坊への宿泊を拒否する事例は後を絶たず、そのため山案内をする中語の付添があれば当番坊へ泊めるよう勧めるが、それでも中語を付けず当番坊を拒否する「番帳江難廻分者」については、半金を一山へ差出し、希望する宿坊へ泊めるよう一山組織が定めている（第3条）。

すなわち、嘉永期には「他国迄坊名聞及尋来參詣人」が自ら宿坊を選び好む傾向がより強まり、旅行者の質の変化がうかがえるのである。宿坊側もその要望を拒否できる状況ではなく、旅行者による宿坊の自由選択が一般化していたと考えられる。

富士山の事例でも寛政期に「留勝（呼留）」（=宿泊業者の自由競争）と「順廻留」制度（=宿泊当番制）の争論が見られ、おそらく諸靈山をとりまく「観光地」だけではなく、近世後期の「観光地」全体が抱えていた構造的な問題の一つであると考えられる。

また、嘉永期における芦嶋寺一山の規程では、加賀藩領（加越能地域）からの旅行者に対して、新たに「一山自普請譬不時費造等之為助力」として、1人につき3文の「役錢」を追加で徴収している（第2条）。この「役錢」の徴収はそれまでの芦嶋寺宿坊家で行われておらず、一山組織での何らかの収入減を補おうとしたものではなかろうか。おそらく門前百姓から徴収していた宗教行事に関する諸経費である「三ノ壱」負担を、天保14年以降、門前百姓が拒否したため一山の収入不足分が発生していた。その負担増の一端を観光依存の収入で補おうとしたものと私考される⁽⁵⁰⁾。「三ノ壱」負担の未納分はその年の役寮（目代）が立て替えていたが、当然その埋め合わせは何らかの方法で行っていたはずであり、それを観光依存の収益に依存したのであれば、観光依存の諸生業の利益の一部が一山組織の維持のために再分配されたことになる。

加えて、先の規程では、加賀藩領からの登拝者をあらかじめ籤引きで担当分担を決め、その分担に従って宿泊させる方法を採用している。加賀藩領内からの登拝者は、従来は岩崎寺宿坊の顧客であったが、こうした籤引きの採用はその登拝者が少なからず芦嶋寺へ流入していたことを想像させる。それは登拝者自身が縁故に拠らず、宿坊を自由に選択する傾向がかなり強まっていたことの表れであろう。

青柳氏は富士山須走村の事例を検討し、近世後期における在地宗教者と参詣者間の師檀・定宿関係の「弛緩化」を指摘している⁽⁵¹⁾。近世後期の立山信仰登山集落においても、宿泊に伴う諸規程を見る限りにおいて、富士山信仰登山集落と同様に師檀関係の「弛緩化」を看取することができよう。

ところで、旅行者が持ち込む諸問題は、宿泊の自由選択のみではなかった。たとえば、登拝途中で病死した者は「山法」が適用され、土葬で対処したが、嘉永2年（1849）に教蔵坊の檀那が下山後に病死した事例では、信州の檀那寺に納骨すべく火葬にして欲しいという要望が持ち込まれ、「山法」に拠らずそのように対処している⁽⁵²⁾。

また、数多の旅行者が宿泊することで、宿坊では盜難という問題も発生している。信仰登山集落では「諸堂へ盜賊有之候得は、急速一山へ可申訴事」とあり、散銭（賽銭）などの盜難の際は一山組織から寺社奉行所および御郡所へ上達することで対処していた。宿坊での金銭盜難も同様の対処であった。当然ながら宿坊では旅行者から預かった金銭・品物等を錠の付いた箪笥などで厳重に管理していたが、安政5年（1858）には錠をねじ切る悪質な盜難事件も発生している⁽⁵³⁾。

翻って、天保期の芦嶋寺では、旅行者の増加によって夜間の火元管理や行儀作法の取り締まりにも苦慮している⁽⁵⁴⁾。寺社奉行所への注進書では「夏向ハ夜中ヲ松明・火繩等持登山仕リ、昼夜共往来人繁々敷御座候而、火之元氣遣敷有之、其外毎度御注進奉申上置」ばかりではなく「布橋等之金具ニ相障リ乱法之致方ニ而、衆徒心配仕候」と芦嶋寺役僧が訴えている。また「自他国之参詣人高嘶・くわいきせる剰乗馬等ニ而致往来、實以無遠慮之致方」で祈祷執行にも妨げとなり、「山辺之衆徒共不行届迷惑至極」としている。そこで岩崎寺一山へ解決方法を相談したところ「寛文年中御制札被為下置、示今右山内ニ相建有之、御公命之御威光恐入、諸人相謹往返仕候由ニ御座候」であるとして「制札」（天保9年より請願、同13年に完成）の設置が有効とのアドバイスをうけ、「制札」の再設置を寺社奉行へ請願した。芦嶋寺では「近年当山参詣人繁昌仕、難有」としながらも、藩の権威をもって旅行者の行動を規制しなければならない状況にもあった。こうした旅行者のもちこむ諸問題は「観光地」が抱える共通課題であり、火元管理や行儀作法について信仰登山集落同士が対話を通して解決を図っている点は注意を要する。

次に、立山山中における宿泊施設である室堂について見ていく⁽⁵⁵⁾。

先述した通り、山開きの間、岩崎寺衆徒3名が「室堂役（別当役）」として年番で室堂へ詰め、門前百姓2名がそれを補佐した。

【史料④】「立山別当毎歳御祈願等行事ケ條帳 岩崎寺」（部分）⁽⁵⁶⁾

（三月廿日）別当江申渡之事

- 一、当番之坊中今日より精進潔斎厳重之事。
- 一、於室堂ニ御祈念怠間敷、尤六濟日ハ御寄附之戸帳並獻備之品異失有之間敷事。
- 一、山開直ニ惣山可致見分、若堂社破損歟或ハ異変之儀有之候ハ、早速可及案内事。
- 一、参詣人先達之節、山之由來無異失可及演説、猶更取扱箇略無之様急度心得可申事。
- 一、参詣人ニ紛レ異変之尋等いたし候者有之候ハ、早速可及案内事。
- 一、大荒等外、参詣人逗留為致申間敷事。

右荒ニ付、逗留之節、飯米指支之者江ハ在合之分人数見斗ひ配分を以渴食無之様、可致介抱、若飯米貯置参詣人為及渴食候由有之ニおいてハ僉義之上永代山詰差留可申、必心得違無之様、急度相守可申事。

- 一、参詣人等硫黄並ニ名草為取申間敷事。
- 一、奥山廻之者罷越、室堂止宿之義、相頼候ハシ参詣人過分無之候ハシ一宿之敷貸渡可申、併先方之者共不都合有之候ハシ止宿断可申事。付御本社迄可致案内事。但杣人足之者致参詣候ハシ御戸錢受取可申事。
- 一、諸国より寄進之御供燈有異失間敷事。
- 一、翌年入用之薪沢山ニ為伐置可申事。
- 一、山仕舞之節、明別当之内老人罷登相兼ヲ以、堂社石縮等巣略無之様、前年ニ准可申事。
- 一、室堂附之品、先目録之通、可致順送事。
右ケ条異失有之ニおいてハ為致下山、追而僉義之上急度咎可申付事。
- 一、大別当江譲置之鍵戸帳等、前々目録之通紛失無之様仕抹肝要之事。
- 一、参詣人ニ応対方可為柔軟事。
- 一、御戸錢御国ハ百五拾文、他国ハ弐百三拾八文、其外差引仕間敷事。
- 一、大祭礼寅一天御戸開六濟日經卷開山忌大師忌宮籠其外峰禁ニ献備之品、無間違調可申事。

上の史料は、岩崎寺一山が弘化2年（1845）に寺社奉行所へ提出した定書である。いつ頃に制定されたものかは今のところ判然としないが、条文末に「往古より今傳來之行事前ケ条」とあって、弘化期以前からの岩崎寺役僧の規程とみられる。

立山山中にある室堂という施設は、宿泊施設であると同時に、宗教的施設であったことが本規程からもわかる。室堂役は「当番之坊中今日より精進潔斎厳重之事」とあり、近世立山山麓・山中の一部では茶屋が設けられるなどの世俗化が進んだが、室堂周辺（立山三山・地獄谷）の聖性は堅く維持しようとしていたことがうかがえる。したがって、紀行文等を見る限りにおいて室堂の宿泊環境は快適とはいはず、山中の雨風を凌ぐための最小限の設えであり、いまだ修行における「籠り場」の色彩が濃厚であった。また、登拝者を導く先達は「山之由来無異失可及演説」し、「取扱巣略無之様」心得る事と定めている。

室堂においての登拝者への対応は、先述の通り「可為柔軟事」とされた。奥山廻御用の役人等より登拝者を優先させて止宿させる、あるいは荒天候時は逗留させるが食糧の手当をして「渴食」がないよう厳しく定めている。これは登拝者を山中で死亡させることなく、安全に下山させることを最優先しているもので、近世地方靈山におけるホスト側の重要課題であったことがうかがえる。

また「異変之者」の報告義務や「硫黄並ニ名草」の採集禁止は、加賀藩寺社奉行からの厳命事項を盛り込んだものであると考えられる。さらに「御戸錢」（入山料）の割引も禁止している。おそらく登拝者が「御戸錢」の割引を要求する事例もあり、それを一部で受け入れると登拝者間に不公平な状況が生まれ、苦情への対処も困難になると判断したためと思われる。

こうして見てきたように、信仰登山集落では宿泊業を営むにあたって旅行者の安全管理の徹底が最優先された。そのため、信仰登山集落間で協力し、当番制を導入し共通の体制を敷いた。さらに、旅行者が持ち込む様々な要求に対応して柔軟に対応し、厄介なトラブルを回避していくのである。

他方で、信仰登山集落における宿泊業では、集客力によって収益が左右されたため、集落内部で一山組織が規制しなければならないほどの客引きも展開された。また、文政初年に敷かれた当番制は、なるべく諸利益を宿坊へ均等配分することで集落内のトラブルを回避することにも結びついたが、やがて旅行者の客質の変化と師檀関係の「弛緩化」とが進行するなかで、おそらく嘉永期には当番制が機能しない場面も生じ、サービスの良し悪しをもって客数の多寡の決まる状況をくい止めることが困難になっていたとみられる。したがって幕末期、外部との関係性を維持することが優先され、信仰登山集落間において対話を重視する姿勢が醸成されていったのであろう。

3-2. 接待・飲食業

近世の「観光地」では、ホスト側による旅行者の接待が要求され、往来沿いでは茶屋などの飲食業が生業として発達した。多様なサービスで収益が増大する宿泊業とは異なり、茶屋の収益はさほど多くはなく、集落内で力をもつこともなかったが、旅行者にとって旅の疲れを軽減する、あるいは娛樂性をともなう重要な場であった⁽⁵⁷⁾。

富山町から岩崎寺までの往来には、大泉村（茶屋）、藤木村（茶屋）、太田本江村（休茶屋）、中屋村（茶屋）、中番村（茶屋）、上瀧村（茶屋）など、滑川町から岩崎寺までの往来には、上市村（宿屋・茶屋）、新屋村（休茶屋）、日中村（休茶屋）など、立山参詣道では、横江村（茶屋）、千垣村（木賃宿）、岩崎寺（宿坊）、芦嶋寺（宿坊・木賃宿）、立山温泉新道では、下本宮村（宿屋「往還楼」）、立山下温泉（宿屋・茶屋）などに宿泊施設が整い、茶・酒・弁当（飯米）などを有料で提供していたと考えられる⁽⁵⁸⁾。

立山登拝道の中間地点である桑谷には接待小屋（茶屋）があり、岩崎寺衆徒が「桑谷番」として桑谷小屋へ年番で詰めていた。また立山下温泉へも岩崎寺衆徒が「温泉詰」として役僧を年番で派遣していた。それら岩崎寺衆徒の詰役に課せられた規程は次のようである。

【史料⑤】「立山別当毎歳御祈願等行事ケ條帳 岩崎寺」（部分）⁽⁵⁹⁾

桑ヶ谷番申渡之事

- 一、山開中山内縮方嚴重之事。
- 一、参詣之者、疲労或ハ発病之節、為致休泊隨分致介抱平愈之上為致参詣可申事。
- 一、参詣人往返共無異失取しらへ壱人者成限為致登山間敷事。
- 一、硫黄並草木取持之者ハ及僉義其品為持申間敷事。

温泉詰役僧心得方之事

- 一、山開中巡番を以相詰、風雨順時五穀成就殊ハ諸病惱平愈懇祈怠間敷事。
- 付、止雨精雨之御祈祷有之節、尤役僧為登申事。
- 一、かりこみ池江湯治人為登申間敷事。
- 一、燈明錢壱人前拾弐文之外、貪ケ間敷義無之事。

桑谷は山中の聖域にある。室堂までの中間地点に位置しており、悪天候時などの避難あるいは宿泊する場所として最適所であった。そこで正徳4年（1714）、岩崎寺衆徒によって茶屋が設けられた。昼食場所として汁物や酒が振る舞われ、宿泊も可能であったため、正徳期以降にはかなりの賑わいを創出していた。

さて【史料⑤】によれば、桑谷小屋では茶屋を経営するうえで、登拝者の行動および健康管理が重点課題となっている。とくに「参詣人往返共無異失取しらへ壱人者成限為致登山間敷事」とあり、登拝者を行方不明になっていないかを厳重に取り締まり、なるべく一人での登拝を禁止している。すなわち靈山における茶屋経営には、登拝者が持ち込むトラブル回避の機能も付帯していたことがわかる。

しかるに、天保2年（1831）、桑谷小屋での宿泊が藩によって禁止され、郡奉行と改作奉行が連名で新川郡中にもそのことを厳命している⁽⁶⁰⁾。桑谷小屋での宿泊は山中での逗留期間を少なくとも一日は伸ばすことに繋がり、おそらく加賀藩は山中での逗留期間を減らすことで、山中での諸事件を回避する方策を採用していたものと推考される。

それまで岩崎寺で宿泊した登拝者は、翌日に室堂まで到達できない場合があり、その場合は桑谷小屋で宿泊するのが通例であった⁽⁶¹⁾。それが禁止されたことで、室堂が山中の唯一の宿泊場所となり、そのため多くの登拝者はより安全な登拝を求めて芦嶋寺宿坊へ宿泊するようになったとみられる。それゆえ、天保2年以降、岩崎寺宿坊では宿泊者が減少したと考えられ、信仰登山集落間の争論が激化する一因となったのであ

ろう。

同様に立山下温泉にも茶屋があった。ここでは温泉詰が祈祷を欠かさず、湯川上流の狩込池（刈込池）へは行かせないよう定めている。狩込池は水源祭祀の場所であり、そこへの入山規制は「聖性」の維持を目的としていたが、そこから信濃へ抜ける間道、いわゆる「さらさら越え」へ繋がるため、温泉詰は温泉客の行動を監視・管理する役割を与えられていたものと考えられる。また「燈明錢」を一人につき12文以上は徴収しないよう規制している。これはおそらく温泉客との金銭トラブルを回避するためのものであろう。

下って幕末期の芦嶋寺宿坊では、立山温泉新道の開削によって宿泊者が減少傾向にあったが、それは次の動向からもうかがえる。

安政2年（1855）、芦嶋寺宿坊家の一つであった金泉坊が、参詣道の芦嶋寺—藤橋間の「字出シ平」に「茶接待小屋」の開設を一山組織へ申請せず「自分之了間」で開設し、最終的に寺社奉行が茶屋開設を許可している⁽⁶²⁾。芦嶋寺にとって「出シ平」のある姥谷川以東は、女人禁制地として聖性を維持していた場所であるが、その場所に茶屋を設けることは、宗教的規制のみでは渡世が立ちゆかない状況が当該期に生まれていたことを示す。幕末期、加賀藩では立山山中での逗留期間をなるべく減らすことでも山中から領外への抜参者の発生を回避したい意向であったが、芦嶋寺ではなるべく長く登拝者を逗留させて収益の増加を図りたいという意向が強く表れている。幕末期、休泊可能な小屋掛の設置をめぐって両者のせめぎ合いが展開されているのである。

3-3. 案内業・運搬業

靈山への登拝者が増加すると、山案内や荷物を運搬する生業が発達する。

靈山立山では周知の通り、荷物人足を「中語」と称していた。中語の語源については柳田國男氏が「中語は字の如く神と人との中に在って語る者」とし、その宗教的性格を指摘する⁽⁶³⁾。本稿では「中語」の語源およびその発生をめぐる議論には立ち入らず、近世立山における「観光地」形成の視点で、案内業と運搬業について論じよう。

近世初期における山案内業は、岩崎寺に止宿した登拝者を岩崎寺で、芦嶋寺に止宿した登拝者を芦嶋寺でそれぞれ担当していた。寛文12年（1673）の『夜話』に「越中立山の麓にあしくらといふ所有其百姓某（中略）此者程越中山之案内を知る者なし」とあり、加賀藩上層部では当該期の山案内業が百姓にも及んでいるという認識である。すなわち近世初期には岩崎寺・芦嶋寺の「先達」と称される衆徒が、縁起類を唱導しながら登拝を先導する場合が主であるが、山道に詳しい門前百姓も荷物人足として案内を補助する状況であったと考えられる。ただ後者は、立山登拝者への対応というより山廻役（山林保護のため山中を見分する）などの藩御用における山案内が主であろう。正徳期の公事場裁決では「芦嶋寺ニ一宿仕候參詣人、荷物持雇賃之義ハ相對ヲ以可仕候」とあることから荷物運搬の賃金を登拝者（雇主）と衆徒の間で取り決めており、門前百姓は先達に同行する荷物人足の性格が強かったものと思われる。

それが文政初年、登拝者の増加によって藩から安全管理の徹底を申し渡され、信仰登山集落では請書を提出し、その対策が重要課題となる。そのひとつの方策が先に見た当番制の導入である。それに加えて、岩崎寺・芦嶋寺の一山組織では衆徒が「先達」を主に担当するが、それが人数的に不可能な場合は、門前百姓に登拝者の山案内を担当してもらい、登拝者の安全管理の徹底を要請したのではなかろうか。一山組織は門前百姓である「中語」と協力して増加する登拝者の安全管理を徹底すべく、山案内の仕組みを再編したものと想定される。

その根拠は、『當山古法通諸事勤方旧記』（文政12年）の規程で確認したように、登拝者を最低3人程（中語1人が運搬可能な荷物）のグループで宿坊に止宿させ、そこに「中語」が必ず1人付いて登拝することを義務付けていることである。このことは「中語」が単なる荷物人足ではなく、団体行動（3人以上）で登拝者の安全管理する役割も付帯されているとみるべきであろう。

また「中語」の縁起唱導について、『三つの山巡』（文政6年）の記載にあるように、岩崎寺出自の「中語」が芦嶺寺独自の唱導話材を話している。本来は、衆徒が山中で行うべき登拝者への縁起唱導を担う役割も付帯していることから、信仰登山集落が協同で、唱導活動を含めての登拝者の管理体制を再構築したと想定するのが妥当ではなかろうか。

加えて、登拝者を「渴食」させることも厳禁とされた。そこで「中語」による唱導案内とともに室堂や桑谷で炊飯を従事する役割も「中語」に付帯させたとみられる。

このような宿坊に付属する「中語」の新たな役割において「観光地」維持を目的とする山案内業の近世的発達を見ることができる。登拝者が支払う役銭などは夏季の収入となるため、門前百姓であった「中語」がその提案を反対・拒否する事はなかったものと考えられる。なお「中語」という用語の史料上の初見は、文政12年（1829）である。

ただし、注意すべきは、その先の文化9年（1812）には岩崎寺隣集落である宮路村出自の荷物人足が土産物の山絵図の販売等を芦嶺寺宿坊内で妨害する事件が発生している⁽⁶⁴⁾。

さらに、文政元年（1818）には、荷物人足の行動をめぐって次のような訴状が出されている。

【史料⑥】「納経一件等記録」（部分）⁽⁶⁵⁾

（前略）諸國より立山禪定ニ罷越候者有之節、岩崎より仲供と申而、荷物人足罷出申候。是ハ岩崎門前之百姓、當時六七人茂居申候而、右仲供ニ罷出候。賃銭を以助成ニいたし來候処、近年他村より多入込罷越、岩崎宿坊江罷越、其以法外之事共を申、殊ニ拙僧共ハ岩崎寺衆徒中より申付候下宿之様ニ申唱、彼是及争論候而は、遠国之旅人江對シ耻入申儀故、指扣罷在申候。（中略）他村之者共、岩崎寺之權威ヲ借り、彼是我侶之申聞方共多御座候間、以來ハ右様之振舞無之様被仰渡被下候様、奉願上候。自他村より商人共多入込、禪定之旅人下山仕候節杯、致山祝候様ニ而申募リ折ニは毎度乱行之事ども御座候。（後略）

文化期には、それまで信仰登山集落の門前百姓および隣集落で対応できていた運搬業が登拝者の増加によって供給が不足し、岩崎寺までの往還あるいは参詣道沿いの集落でも荷物運搬に従事する者が出現したものとみられる。

こうした信仰登山集落に属しない荷物人足が増加するなかで、【史料⑥】に見られるように、芦嶺寺内で荷物人足がしばしばトラブルをもたらすようになった。そこで、天保期の芦嶺寺では「他村ニ而中語相雇ひ召連来リ候而、相返シ可申事。其日之日雇として百文相渡し差返可申事」という規程を設け、周辺集落で雇われた中語を手数料支払いのうえで帰村させるという制度を導入し、中語がもたらすトラブルを回避しようとしたのであるまいか⁽⁶⁶⁾。

したがって、周辺集落の荷物人足と信仰登山集落の「中語」との差別化を達成することも、信仰登山集落が構築した山案内体制の一つの目的であったと考えられる。

ところで、中語が周辺集落でどの程度雇われたかについては、明治維新期の史料からその一端をうかがうことができ、すでに加藤基樹氏による分析がなされている⁽⁶⁷⁾。それによれば、明治10年（1877）段階において芦嶺寺43名、岩崎寺4名の他、宮路村27名、上滝村2名、向新庄1名、千垣村1名、本郷村2名、黒牧村1名、松倉村1名、その他8名、総計90名の中語が確認される。ここから当該期、信仰登山集落の「中語」だけでは、登拝者の荷物運搬のサービスを供給できなかつたことが分明である。ただ、当該期では単発の稼業が多く、その収益だけで年稼ぎを賄うことは当然ながら不可能であったと思われる。

芦嶺寺の書上である「立山参詣人中語賃持稼人」⁽⁶⁸⁾では、天保2年38名、安政4年31名、元治元年43名と列記され、芦嶺寺に限れば近世後期から明治維新期まで中語は30～40名近くの数で推移したことがわかる。また、同書上では「従往古私共村方ニ而七歩計門前百姓共夏分稼仕来候」とある。旧暦6、7月の2ヶ月で

夏稼ぎの7割を占めていたのであれば、近世後期において門前百姓（主に農業・炭焼・木挽・狩猟等を生業）がかなりの比重で「中語」に収益を依存していたことになる。ただ、文化11年の記録では「参詣人并湯入等之荷物仕、或ハ米味噌等諸色入用之品々商人、且亦小使等仕、右等之助成を以て百姓仕来申候」⁽⁶⁹⁾とあることから、運搬業での収益はやはり年稼ぎの「助成」を超えるものではなく、あくまで焼畑・炭焼等が主な生業であったと理解しておきたい。

なお、室堂から立山三山（一山=峯本社、二山=浄土山・峯本社、三山=浄土山・峯本社・別山）への「山案内」、地獄谷巡りの「谷案内」においても、先達や中語が登拝者を団体で引率し、信仰登山集落が山中での安全管理を徹底していた。

3-4. その他の観光依存の生業

その他の観光依存の生業では、参詣者に必要である草鞋や提灯の蠟燭、土産物などの販売が挙げられる。

信仰登山集落では、血盆絵図・山絵図などの絵図類、祈祷札（牛玉札）・御守などが土産物で販売されていた。立山下温泉では薬草・湯の花（文政6年以降）などが土産物で販売されていた。

これらは各宿坊や温泉で生産され、あくまでホスト側の副次的な収益であるが、芦嶽寺の書上では「参詣人私共方ニ而国本へみやげ杯ト申、牛玉札・山絵図等相求候」とあるように旅行者の要求（主に国許への手土産）を満たすための重要な生業であった。

先述したように、土産物販売をめぐっては、荷物人足である中語を交えての販売妨害などのトラブルが発生している。さらに、文化後期から山絵図販売の主導権をめぐって信仰登山集落間の争論がたびたび発生している⁽⁷⁰⁾。後者は別当職号の使用権などの宗教的権利を獲得するための争論であったが、その争論の俎上に山絵図の販売が挙げられているのは、副次的な収益とはいえ、販売全体の収益が少なくなかったためであろう。

むすびにかえて—信仰登山集落間の協力体制—

以上、本稿では、近世立山信仰登山集落における旅行者の受入体制について、旅行者の利便性を向上させるための宿坊と参詣道の関係を念頭におきながら、観光依存の諸生業の実態に着目して検討した。これまでの検討事項をまとめて、本稿の結語にかえたい。

近世初期の加賀藩の交通政策によって立山参詣道が整備され、それと連動して民間寄進による登拝道と山中の諸堂舎の一大整備事業が進められた。それによってアクセスの利便性が向上し、立山登拝者の階層が拡大し、その数も次第に増加した。さらに、加賀藩主導の信越国境政策と立山支配が貫徹されるなかで、参詣道・登拝道は一本化され、他の諸靈山には見られない特殊的な状況が生み出された。

そうした状況のなかで、登拝者の拠点集落となり得たのは、中世段階からいくつかの宿坊を発達させていた信仰登山集落である岩崎寺と芦嶽寺であった。正徳期を画期として、信仰登山集落は山中の特異な自然景観を見所とし、世情を取り込んでの魅力ある〈立山名所〉の創出を完了した。そして刷り物である「山絵図」や唱導活動で〈立山名所〉を宣布・弘通した。さらには、民間の寄付行為によって集落内の宗教的施設の新設・拡張を行い、山麓の名所化も戦略性をもって進めていった⁽⁷¹⁾。

しかるに、信仰登山集落間の宗教的優位性や山収入をめぐる対立が次第に問題となる。再生産の維持を懸念した藩は、正徳元年（1711）における公事場裁決で信仰登山集落の諸利益を分配した。すなわち公事場での裁決により、山銭や役銭、山中諸堂の賽銭、相対勧化や「立山権現」の出開帳、宿泊業や土産物販売などが岩崎寺衆徒の主な収入源となった。他方で芦嶽寺衆徒は、農閑期の領内外での廻檀配札活動を中心に、宿泊業や運搬・案内業、土産物販売などの観光依存の諸生業による収益などで生計を維持していくこととなつたのである。

もっとも、岩崎寺では門前百姓だけでなく、衆徒も稻作に従事していた。また、芦嶽寺では門前百姓が夏

季には運搬業・案内業などにも従事していた。宗教者あるいは百姓が職分をこえていわば「選択的複合」によって生計維持をはかっていたのである。また、近世立山の「観光地」における渡世のための生計は、宗教者と門前百姓が集落内で自己完結するのではなく、外部社会との関係を重視しながらその維持をはかっていたことを念頭に入れておく必要があろう⁽⁷²⁾。

さて、寛文期以降、常願寺川右岸側の参詣道・登拝道が整備されると、それは「生計の道」として機能した⁽⁷³⁾。参詣道沿いの集落である宮路岩崎・横江・千垣では宿泊業や飲食業、山案内業や運搬業などの観光依存の諸生業が次第に発達したと考えられる。そのため宗教的主導権や旅行者との関係性において、信仰登山集落だけでなく周辺集落を巻き込んでの激しい争論がしばしば発生した。他方、常願寺川左岸側の山麓集落である小見・本宮・原では、高所のため稻作には適さず、焼畑・炭焼・木挽などを主な生業としたが、近世中期段階では観光依存の諸収益を獲得することはできなかった。常願寺川左岸側の集落が「観光地」に組み込まれるのは、文化期以降の立山温泉新道の開削事業をまたなければならない。

信仰登山集落の一山組織では、旅行者が持ち込む様々な要求やトラブルに対応するため、詳細な規程を設けて、個々の宿坊を一定の秩序のもとに従属させていた。

こうした状況下、師檀関係をもたない登拝者（「平参詣人」）の増加とともに、その安全管理の徹底が再重要課題として浮上してくる。そこで文政2年以降、信仰登山集落において当番制を導入し、協同でその体制を構築した。また、登拝者には団体行動（3人以上）での行動を義務づけ、門前百姓である「中語」に師檀関係をもたない登拝者を案内させ、唱導活動や「渴食」のないよう食事管理も徹底させた。

もとより旅行者の安全管理の徹底は、近世における都市部や宿場町等で頻繁に見られる行動倫理である。そのような倫理意識が、地方靈山までにも浸透しており、信仰登山集落が登拝者の安全管理体制を協同で構築していたとみてよいであろう。

しかるに、信仰登山集落では旅行者の要求がより多様化し、師檀関係をもたないにもかかわらずサービスの良し悪しをもって宿坊を選び好む旅行者（「他国坊名聞及尋来参詣人」）が増加することで、これまでの師檀関係の弛緩傾向が強まる。さらには、そのような状況が進行するなかで、おそらくとも嘉永期において当番制の維持が実質的には困難になっていた。そのことは幕末期における宿坊間の経済的格差をさらに助長させたとみられる。

さて、加賀藩にとって信仰登山集落は、宗教的機能と交通的機能をあわせもつ集落であり、藩は山麓の拠点集落を衰退させることなく恙なく再生産を維持させる必要があった。他方で、信仰登山集落は「旧例」の確認に余念がなく、衆徒・社人数の確定を行い、藩の公認を取り付けることで旅行者との関係において優位性を確保しようとした。信仰登山集落は領主によって宗教的優位性を担保されたが、その見返りとして加賀藩は外部からの流入者=旅行者の安全管理を衆徒・社人へ委託した。また、信仰登山集落へ利潤の一部上納を義務化し（その実態は今のところ未詳）、幕末期には「寺社祠堂金」が諸寺院や信仰登山集落から寺社奉行所へなかば強制的に上納され、藩の財政基盤の一角を担ったものとみられる⁽⁷⁴⁾。

同時に信仰登山集落では宗教的優位性の細部をめぐって、天保期までしばしば激しい争論が繰り返された。そのことは、これまで宗教的争論=対立という図式でくくられてきたが、藩公事場裁決によって新たな地域秩序の合意が形成され、争論後はその秩序の維持が優先された。本稿で見てきたように、信仰登山集落は日常的には「観光地」維持のために旅行者の安全管理体制を協同で徹底し、外部から持ち込まれる諸問題を柔軟に解決していったのである。

さらに、天保14年（1843）以降、加賀藩寺社奉行所の申し渡しによって信仰登山集落間の争論自体が減少する。トラブルが発生した場合は、両集落間の対話による解決が図られ、やがて明治維新时期を迎えることになる。

青柳周一氏は、寺社の名所化が「観光地」化の起点であり、「利益の配分体制の成立が「観光地」における再生産のポイント」として諸利益の配分状況に大きな変化が生じる時期を、名所化から「観光地」化への

画期であると提唱している⁽⁷⁵⁾。青柳氏の議論に従うならば、信仰登山集落内が当番制を導入し、その均等な利益配分によって再生産体制を構築するに至る、文政期（19世紀前期）に立山山麓地域の「観光地」化の画期を想定することができよう。その時期は、信仰登山集落が旅行者の安全管理体制を協同で構築する時期であるとともに、芦嶽寺においては女人救済儀式がイベント性の高い布橋大灌頂へと発展を遂げ、新たな収益を確保する時期とも符号している。

本稿では、とくに近世立山における信仰登山集落間の協力体制の実態を追究してきた。このことは、近世の「観光地」の成熟度を評価するための指標である、①地域の中で直接旅行者を迎える集落自体の成熟度に関係している。近世の立山信仰登山集落が利害を超えて協力体制を構築し、旅行者の持ち込む諸問題を解決していたのであれば、その成熟度はひとまず評価できよう。

さらに、近世立山山麓の「観光地」の成熟度を評価するためには、②旅行者受け入れをめぐる地域内部での①のような集落と他の村々との関係性、および③同性格の集落同士の地域を越えた関係性についても将来検討されるべき指標である。それについては他日を期したい。

[付記]

本稿を成すにあたって、トレース図を松宮加奈氏に作成していただいた。末筆ながら感謝申し上げます。

[註]

- (1) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、1982年)。
- (2) 青柳周一「近世における寺社の名所化と存立構造—地域の交流関係の展開と維持」『日本史研究』547号所収、日本史研究会、2008年) では、近世中期以降の寺社の名所化を論じている。また「寺社参詣と「寺社の名所化」—中世後期から近世へ」(島薗進、高塙利彦、林淳、若尾政希編『シリーズ日本人と宗教—近世から近代へ』第四巻勧進・参詣・祝祭所収、春秋社、2015年) では中世後期から近世への移行期を取り上げ、京都やその他の寺社の名所化の過程を論じている。それらの共通点は、寺社が名所化の道をたどる契機を参詣への経済的な依存の深化であると理解する点である。
- (3) 青柳周一『富嶽旅百景—観光地域史の試み』(角川書店、2002年)。最近では、近世寺社・靈山に加えて温泉を旅先地域と把握し、地域社会の変容を解明する研究も進められている。高橋陽一『近世旅行史の研究—信仰・観光の旅と旅先地域・温泉』(清文堂出版、2016年)。
- (4) 拙稿「近世における立山名所の形成に関する試論」(『研究紀要』第21号所収、富山県〔立山博物館〕、2014年)。
- (5) 拙稿「観光地域史」から立山を捉える—研究の課題と視座—」(平成26年度特別企画展『立山禅定名所案内—観光地・立山のルーツをさぐる』展示解説書所収、富山県〔立山博物館〕、2014年) 60頁～61頁。
- (6) 「信仰登山集落」の定義については「信仰対象山岳への登山を伴う参詣の拠点となり、かつ参詣者に関わる諸生業に再生産を依存する集落」とする、青柳氏による定義を用いる。ただし、青柳氏も指摘するようにあくまで再生産様式による区分であって、領主(加賀藩主)にとっての存立意義は別途考察が必要である。
- (7) 立山信仰登山集落間の争論の展開と藩公事場裁決の整理については、福江充「立山衆徒の勧進活動と立山曼荼羅」(日本宗教民俗学叢書4『立山信仰と立山曼荼羅—芦嶽寺衆徒の勧進活動—』、岩田書院、1998年)、米原寛「岩嶽寺・芦嶽寺の争論とその歴史的要因」(『研究紀要』第13号所収、富山県〔立山博物館〕、2006年) を参照。米原氏は、両嶽における争論の背景を中世以前に求め、両嶽の本地認識の違いと岩嶽寺のもつ「莊園的体質」および芦嶽寺のもつ「国衙的体質」のなかにあるとした。また、天保期争論における芦嶽寺側の勝訴に関しては、芦嶽寺衆徒の対応を指導した龍淵の功績である。龍淵と芦嶽寺の関係については、福江充「もと高野山の学侶龍淵の在地宗教活動—芦嶽寺一山とのかかわりを中心として—」(『宗教民俗研究』第4号所収、日本宗教民俗学研究会、1994年) に詳しい。
- (8) 芦嶽寺一山会文書『天保十三壬寅年 當山速要御用留』(高瀬保編『越中立山古記録』第二巻、立山開発鉄道株式会社、1990年、以下『古記録二』と表記する) 152頁に次のようにある。
(前略) 元来拙僧共潤色与申者、自他国江配札ニ罷出、十方之利益、一紙半錢之志、別而去秋迄手薄ク候。初穂を請、相続仕義御座候。猶亦夏ニ至リ候而者六七月之内ニ平年ハ自他国より之参詣人六七千人茂有之、其潤を以寺務相続仕、拙僧共第一之職掌ニ御座候(後略)。
- (9) 佐伯立光『立山芦嶽寺史考』(立山寺、1957年) 98頁～100頁。福江充「靈場の形成と御師の活動—越中立山に見る加賀

- 藩と立山衆徒」(島薦進、高埜利彦、林淳、若尾政希編『シリーズ日本人と宗教—近世から近代へ』第四巻勧進・参詣・祝祭所収、春秋社、2015年)。
- (10) 渡辺信夫「近世の交通体系」(『岩波講座日本歴史』第十一巻近世1所収、岩波書店、1993年)、深井甚三「加賀藩政確立期における宿駅在町建設—新川郡泊町の移転・再建について—」(『交通史研究』13号所収、交通史研究会、1985年)。
- (11) 深井甚三「水運と陸運」(『岩波講座日本歴史』第十三巻近世3所収、岩波書店、2014年)。
- (12) 芦嶋寺一山会文書「覚」(文書番号182) (木倉豊信編『越中立山古文書』所収、国書刊行会、1982年、以下『古文書』と表記する) 88頁～89頁。
- (13) 芦嶋寺一山会文書「庚午九月從金沢新川郡芦嶋寺村迄人足繼立帳」(文書番号309号) (『古文書』所収) 136頁～137頁。
- (14) 註 (11) 深井前掲論文に同じ。
- (15) 『金沢市史』通史編2近世第六章第三節「人馬・荷物の往来」(金沢市、2005年)。
- (16) 木倉豊信「立山古文書について」(『古文書』所収) 339頁～352頁。
- (17) 註 (9) 福江前掲論文に同じ。
- (18) 佐伯立光『立山芦嶋寺史考』(立山寺、1957年)。たとえば、正徳元年には信州からの山越えによる登拝者を室堂で人改めのうえ強制的に下山させている。『古文書』38頁参照。
- (19) 米原寛「立山参詣路の変遷と道筋」(富山県教育委員会編『富山県歴史の道調査報告書—立山道—』所収、富山県郷土史会、1981年)。
- (20) 芦嶋寺一山会文書「永代寄進申下地之事」(文書番号5) (『古文書』所収) 2頁～3頁。文明3(1471)年、土肥将真が父母祖先供養のために往来者へ「功德湯」を沸かすための田地一段を芦嶋寺衆徒・名主へ寄進しており、湯を沸かす何らかの宿泊施設の存在を想起させる。
- (21) 註 (1) 新城前掲書、第三章第四節(高野山詣)参照。
- (22) 山本義孝『立山における山岳信仰遺跡の研究』(富山県[立山博物館]調査研究報告書、2011年)。
- (23) 『立山信仰宗教村落—岩崎寺—石造物等調査報告書』(立山町教育委員会、2012年)。
- (24) 岩崎寺延命院文書「元立山別当岩崎寺二十四坊建物之状況略図」(文書番号2413)、延命院蔵、以下同じ。
- (25) 『立山町史』下巻、第I編近世の郷土(立山町、1983年) 71頁。
- (26) 雄山神社前立社壇文書「岩崎寺同坊中並寄進等見取略絵図」(絵図番号10)、雄山神社前立社壇蔵、以下同じ。
- (27) 『金沙子秘鑑』(金沢市立玉川図書館近世史料館蔵『加越能文庫』所収)。
- (28) 雄山神社前立社壇文書「岩崎寺境内並新旧坊中及び新領地全域見取絵図」(絵図番号25)。同絵図には年号が付されていないが、天保14年に造立された丈六石仏堂が見え、安政5年の洪水被害記録が見られないことから、その間に作成された絵図とみられる。『立山信仰宗教村落岩崎寺石造物等調査報告書』(立山町教育委員会、2012年)付図一の解説文に依拠した。
- (29) 雄山神社前立社壇文書「岩崎寺同坊中等敷地震災流失箇所見取絵図」(絵図番号19)。
- (30) 雄山神社前立社壇文書「岩崎寺神領地全図」(絵図番号17)。本図には佐々成政寄進状および『寄附券記』にみえない坊名に、宮之坊・日光坊・池之坊・金泉坊・玉仙坊がある。なおこれらの坊家は近世芦嶋寺に同名坊家が存在する。中世後期から近世初頭にかけての両峠の何らかの関係を想起させるが、現段階では史料的確証を得ることができない。今後検討すべき課題である。
- (31) 註 (23) 前掲報告書に同じ。
- (32) 『風土記の丘(信仰遺産)』(富山県教育委員会編、1971年) 31頁～36頁。
- (33) 村落の近世的景観は、村域全体に広がる人間社会の充実、すなわち荒野の消滅と水田の拡大、それと連動した用水路のネットワークによる有機的な体系の確立によって括られる。水本邦彦「人と自然の近世」(『環境の日本史4人々の営みと近世の自然』所収、吉川弘文館、2013年)。人々と自然の関わり方においてその見方は正鶴を得ているが、「観光地」を形成しうる村落では、それに加えて旅行者が利用する街道沿いに有機的な体系が確立する。「観光地」的景観の転換にも、同じく近世村落における人間社会の営みを見いだすことができよう。
- (34) 岩崎寺延命院文書「立山別当毎歳御祈願等行事ケ條帳 岩崎寺」(文書番号1143)。
- (35) 註 (34) に同じ。
- (36) 芦嶋寺一山会文書「乍恐口上書ヲ以奉願上候」(『古記録一』所収) 58頁。
- (37) 芦嶋寺一山会文書。同史料には発給年が付されていないが、田川捷一編『加越能近世史研究必携』によれば、伊藤平右衛門と竹田五郎左衛門が同時に寺社奉行を勤めたのは元禄12年3月から享保8年までの間である。なお、他史料には「元

禄年中御紙面ニ立山参詣人之内、異死之者其外不遍之義致出来候ハゝ不依伺何事岩瀬御奉行所江…」とあり、東岩瀬の御郡所へ注進義務は、元禄年中の申渡によるとみられる。同書付は嘉永7年8月に役僧泉光坊が再構成して書写している。

- (38) 『立山町史』下巻、第I編近世の郷土（立山町、1983年）82頁。
 - (39) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』（立山神道本院、1973年）170頁～173頁。
 - (40) 芦嶋寺一山会文書『御幡堂宝前布幡御掛替願書』（廣瀬誠編『越中立山古記録』第三巻所収、立山開発鉄道株式会社、1991年）101頁。以下、『古記録三』と表記する。
 - (41) 芦嶋寺一山会文書「写」（文書番号146）（『古文書』所収）71頁。
(以下、翻刻文)

一、立山禅定人之内故障等有之砌、岩嶋寺より可致支配場所ハ芦嶋寺より及貪着間敷、芦嶋寺より可致支配場所ハ、岩嶋寺不致貪着義申渡有之様、先達而之書付ニ有之ニ付、芦嶋寺可致支配場所、絵図ニ記指出候様、可有御申渡旨申達候所、右絵図并芦嶋寺より右絵図ニ認指出候書付共、先日御指出請取、其節御紙面之趣致承知候（後略）。
 - (42) 青柳周一「富士山御師と宿泊業—在地宗教者と村社会—」（『歴史』第八八輯、東北史学会、1997年）。
 - (43) 尾張藩士某「三の山廻」（橋本龍也編『越中紀行文集 越中資料集成10』、桂書房、1994年）577頁～588頁。なお同史料の書誌等については、加藤基樹「『三禅定』考—成立と『三ツの山巡』にみる実態—」（『研究紀要』第17号所収、富山県〔立山博物館〕、2010年）参照。
 - (44) 芦嶋寺門前の性格については、米原寛「芦嶋寺門前地の形態—宗教村落芦嶋寺の場合—」（『研究紀要』第1号所収、富山県〔立山博物館〕、1994年）を参照。
 - (45) 「当山古法通諸事勤方旧記 文政一二年五月改」（『古記録一』所収）34頁。
 - (46) 芦嶋寺一山会文書『立山開山大上人御教化血脉相承芦嶋寺各坊諸国配札檀家縁辨別留記』（『古記録一』所収）200頁。
 - (47) 註（3）青柳前掲書に同じ。
 - (48) 金子盤嶋『立山遊記』（翻刻文は正橋剛二解説校注『立山遊記・立嶽登臨圖記』所収、桂書房、1995年）。往路で当番坊である玉泉坊に宿泊した金子盤嶋らは復路で決められた当番坊を避け「奇レイナル家」であった福泉坊へ方便を用いて止宿している。福泉坊の隣家である吉祥坊衆徒から「凡ソ登山ノ者當村ニ止宿スルモノハ旅人ヲ三十四房（ママ）ニ順環シテ止宿スル也。其の故ハ房ニ好シ惡シ有ル故、好シ房ニノミ多ク泊ルトキハ惡シキ房ハ難儀ニ及フ故也」と説明を受けている。
 - (49) 「当山参詣人縮方条々 嘉永元年八月」（佐伯立光『立山史談』所収、1965年）53頁～54頁。なお筆者は当史料について未見である。
 - (50) 註（44）米原前掲論文に同じ。なお門前百姓による「三ノ壱」負担の未納は天保14年から文久3年までは史料で確認でき、野口安嗣氏はその立替金と利息はおそらく回収できず、一山衰退の一要因となったのではないかと推察している。野口安嗣「藩政末期における芦嶋寺門前の身分支配」（平成15年度特別企画展『「山宮」に生きる—立山のくらしと民具—』展示解説書所収、富山県〔立山博物館〕、2003年）44頁～45頁。
 - (51) 註（42）青柳前掲論文に同じ。
 - (52) 芦嶋寺一山会文書「乍恐御願申上候」（『古記録二』所収）111頁。
 - (53) 天保8年（1837）における円光坊での金銭盗難事件では、参詣者が持參していた富山藩札の取替が加賀藩領でできなかつたため、為替が問題となっている。『古記録二』所収、234頁。
- (以下、翻刻文)
- 一、去子年衆徒円光坊被盜物在之候内、富山ヲ立山参詣人之内、同所通用金札為御戸錢遣候ニ付、為取替候ニも余ハ不持合、無拠取受置候分も被盜、其段一集ニ御郡所江相達候処、富山通用札等取用候義を以徘徊御指留御座候事。また、安政5年（1858）の盗難事件では、権教坊の筈筒錠がねじ切られ一山が寺社奉行所へ上達している。『古記録二』所収、147頁。
- (以下、翻刻文)
- 一、当山衆徒之内、権教坊ニ越後國後口光明山之住喰行者止宿被致、立山登山之内御荷物預り置候処、七月十九日昼何人哉留主へ忍入、右行者ヲ預リ候荷物之内、筈子之錠ねぢ切有之斗リ、品物ハ失不申候得共為後半、此段御達奉申上置候、以上。

午八月廿日

芦嶋寺

寺社御奉行所

- (54) 芦嶋寺一山会文書「当山御制札歎願書記」(『古記録三』所収) 77~91頁。
- (55) 米原寛「立山室堂について—建造物の視点から—」(『研究紀要』第2号所収、富山県[立山博物館]、1995年)を参照。
- (56) 註(34)と同じ。
- (57) 深井甚三「水運と陸運」(『岩波講座日本歴史』第13巻近世3所収、岩波書店、2014年)。
- (58) ここでは近世段階で確認できる茶屋等を列記した。橋本龍也編『越中紀行文集 越中資料集成10』(桂書房、1994年)所収の近世紀行文の翻刻文、名苗家文書『立山参詣入用記』(文化7年7月、翻刻文は『氷見市史』六資料編四民俗神社寺院所収、2000年)、同『立山参り入用留帳』(天保10年6月)、『立山参詣入用留帳』(弘化3年6月)、杉木家文書「諸商壳取調理書上申帳」(安政六年、翻刻文は『富山県史』史料編IV近世中付録所収、1978年)、『日本歴史地名体系第16巻 富山県の地名』(平凡社、1994年)、『富山県歴史の道調査報告書—立山道一』(富山県教育委員会編、1983年)に依拠した。
- (59) 註(34)と同じ。なお、同史料によれば、桑谷および室堂では茶煎の他、「衣摺」(衣服の洗濯)のサービス業があつたことがわかる。
- (60) 芦嶋寺一山会文書(『古文書』所収) 81~83頁。
- (61) 天明期には佐藤季昌(月窓)、文化12年には野田泉光院は桑谷小屋で止宿している。天保2年以降は、岩崎寺で休泊するケースが増加する傾向がみられるが、おそらく立山温泉新道の開削により芦嶋寺を通過する参詣者が減少し困窮したため、加賀藩が配慮し、桑谷での宿泊を禁止した。岩崎寺一山は桑谷止宿の禁止を強く抗議している。
- (62) 芦嶋寺一山会文書(『古記録二』所収) 142頁。

(以下翻刻文)

立山参詣道字ナ出シ平与申ケ所ニ茶摂待之小屋、一山江示談茂不仕、自分了間ヲ以相立候処、一々御察當之上指扣被為仰渡奉畏罷在候処、今般御慈悲之上御宥被為仰付、以來心得違不仕候様被仰渡、難有奉得其意候。依而御請上之申候、以上。

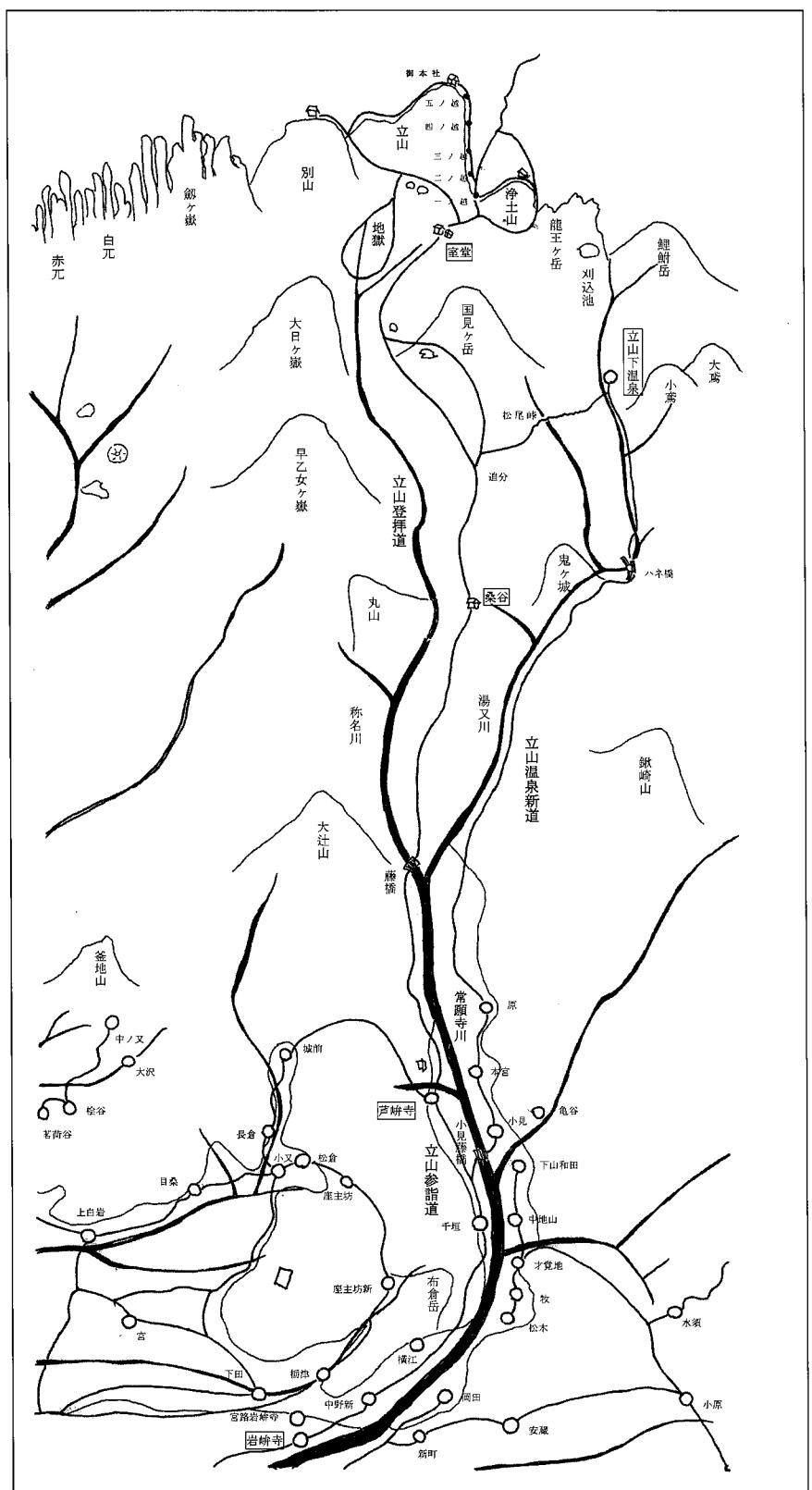
安政二卯年十一月

金泉坊

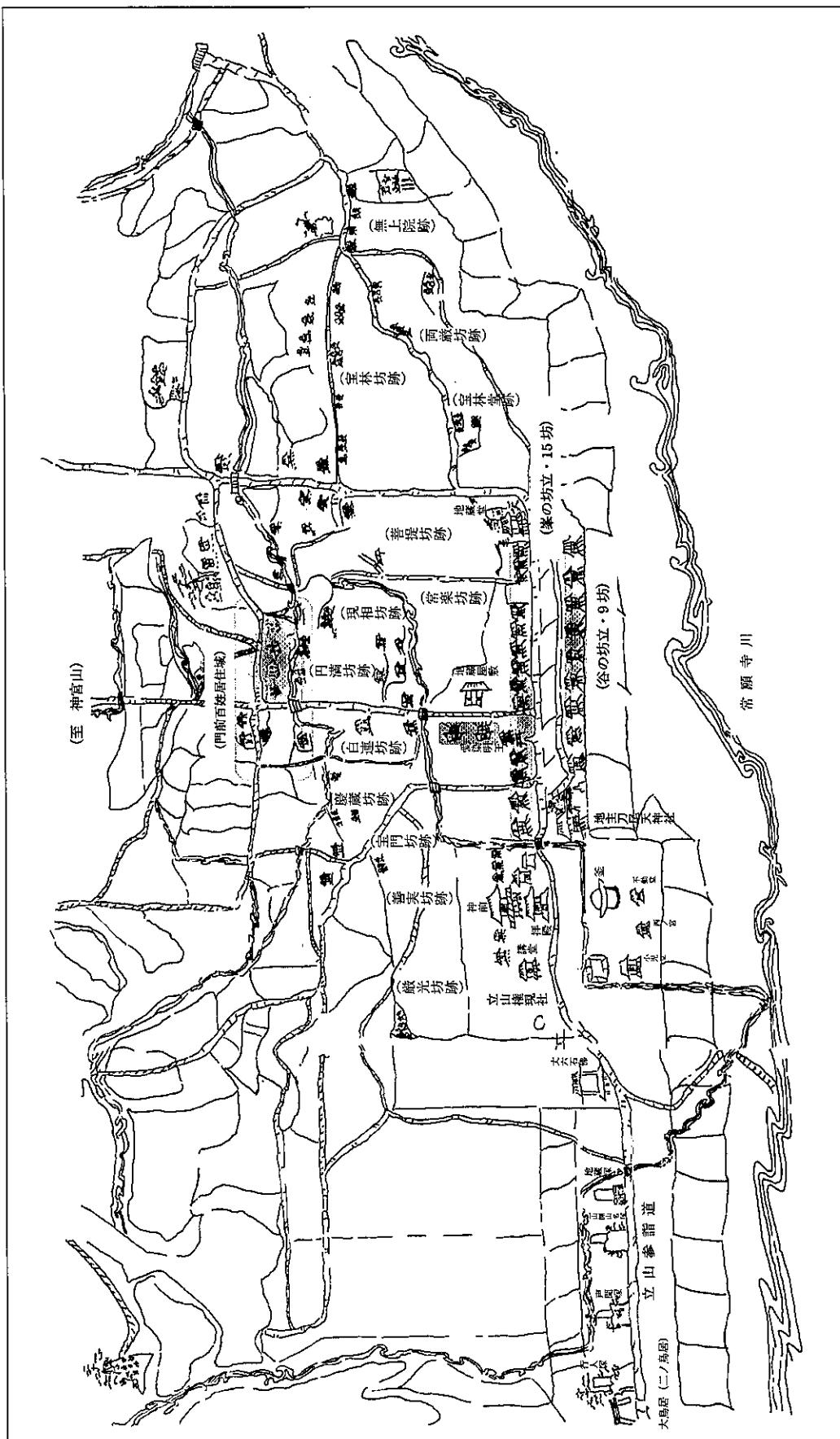
寺社御奉行所

- (63) 柳田國男「立山中語考」(『定本柳田國男集』第九巻所収、筑摩書房、1969年)。
- (64) 芦嶋寺一山会文書『納経一件留帳』(『古記録一』所収) 63頁。
- (65) 芦嶋寺一山会文書『納経一巻等記録』(『古記録一』所収) 107頁。
- (66) 近世後期には立山への荷物運搬を稼業とする者が増加していたことを旅行者のまなざしからうかができる。荷物運搬業者の出自は不明な点が多いが、例えば尾張藩某『三つの山巡』(文政6年)では岩崎寺の集落出口で「案内せんとて大勢出居」とあり、三人迄の荷物で一人の中語を雇用できるとしている。また金子盤蝶『立山遊記』(天保15年)では岩崎寺手前の善名村で中語を雇用しており、「凡富山辺ヨリ立山導夫ニ傭ヒ呉れトテ百姓四五人モ出テ迎フ也」、中番村では「此處ニモ中語ノ者多ク集まり客ヲ邀フナリ」とあって岩崎寺までの往還沿いにもそうした業者が存在している。したがって立山山麓のみならず往還沿いの集落に臨時の伝馬人足を賄えるような、運搬業者が少なからずいたものとみてよい。
- (67) 加藤基樹「明治維新期における立山登拝と「立山信仰」—登拝者の実態にみる民衆信仰史の一齣—」(『研究紀要』第19号所収、富山県[立山博物館]、2012年)。分析史料は大島延次郎文書『拝參人員調理帳』(栃木県立文書館蔵、目録番号7241)。
- (68) 同史料の記述は佐伯立光『立山芦嶋寺考』108頁に依拠したが、筆者未見である。
- (69) 芦嶋寺一山会文書「乍恐書付を以奉願上候」(『古記録一』所収) 225頁。
- (70) 福江充「立山衆徒と木版立山登山案内図」(『立山登山案内図と立山カルデラ』所収、立山カルデラ砂防博物館、2000年)。
- (71) 註(4)拙稿に同じ。
- (72) 安室知「生業の民族学—複合生業論の試みー」(『歴博フォーラム』生業から見る日本史 新しい歴史学の射程)所収、国立歴史民俗博物館、2008年)。
- (73) 青柳周一「参詣の道・生計の道—小田原藩地域政策と富士山参詣者—」(『地方史研究』第268号所収、地方史研究協議会、1997年)。
- (74) 福江充「芦嶋寺宿坊家の廻檀配札活動とその収益の行方」(『近世立山信仰の展開—加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収、岩田書院、2002年)。

(75) 青柳周一「近世の「観光地」における利益配分と旅行者管理体制—近江国下坂本村を事例に—」(『ヒストリア』241号所収、大阪歴史学会、2013年)。



【図①】近世における立山山麓地域と立山参詣道・立山登拝道・立山温泉新道
本概念図は『立山登臨圖記』(天保一五年、富山県立図書館蔵)所収図を一部トースし、修正・加筆したものである。なおトースは松宮加奈氏が行った。



【図②】岩崎寺衆徒家・門前百姓家と立山参詣道の位置

本図は「岩船寺境内並新旧坊中及び新傾地全域見取絵図」(天保14年以降成立、雄山神社前立社壇文書、絵図番号25)を一部トレススし、修正・加筆したものである。()内のうち均跡と記載されているものが廃絶した旧坊家の位置を示す。なおトレススは、松富加奈氏が行つた。



【図③】芦嶽寺衆徒家・社人家・門前百姓家と立山参詣道の位置

本図は『「山宮」に生きる一立山のくらしと民具』(富山県〔立山博物館〕、2003年) 所収の「芦嶽寺高割山絵図」(個人蔵) トレイス図から一部をトリミングしてそのまま転載したものである。屋根のみを線で描いている家屋が門前百姓家を示す。